

清瀬市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

清 瀬 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の目的.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の対象範囲.....	3
6 計画の進行管理.....	3
第2章 清瀬市の現状.....	4
1 人口、世帯数.....	4
2 高齢者人口の推移.....	5
3 事業所数の推移.....	6
第3章 ごみ・資源の処理状況.....	7
1 ごみ処理体制.....	7
(1) 搬入ごみの区分.....	7
(2) ごみ処理フロー.....	8
2 収集・運搬の現状.....	9
(1) 計画収集区域.....	9
(2) 収集・運搬体制.....	9
(3) 収集・運搬実績.....	11
(4) 直接搬入ごみの実績.....	12
(5) ごみ排出量の実績.....	13
(6) 家庭ごみの原単位.....	14
3 資源化・減量化の現状.....	15
(1) 資源物の分別収集及び拠点回収.....	15
(2) 資源物の回収量.....	16
(3) 集団回収.....	16
(4) 生ごみの減量化.....	17
4 中間処理の現状.....	18
(1) 中間処理施設の概要.....	18
(2) 中間処理量の実績.....	20
5 最終処分の現状.....	21
(1) 残渣の処理.....	21
(2) 最終処分の状況.....	21
6 処理経費.....	22
(1) 維持管理費.....	22
(2) 負担金.....	22
7 現状の課題.....	23

(1) ごみの排出に関する課題	23
(2) ごみ減量化に関する課題	23
(3) 資源化に関する課題	23
(4) 収集・運搬に関する課題	24
(5) ごみ処理経費に関する課題	24
第4章 ごみ・資源の排出量の予測及び目標値の設定	25
1 将来人口推計	25
2 ごみ・資源排出量の予測	26
3 目標の設定	28
(1) 第2期計画の目標達成状況	28
(2) 第3期計画の目標の設定	28
4 目標達成に向けて	29
第5章 ごみ処理基本計画	31
1 基本方針	31
(1) 『3R原則』に基づくごみ処理	31
(2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開	31
2 減量化・資源化計画	32
(1) ごみを出さないライフスタイルの設計と普及	32
(2) 資源物の分別徹底	33
(3) 生ごみの減量化・資源化	33
3 収集・運搬計画	34
(1) 効率的な収集・運搬体制の整備	34
(2) ごみ収集における住民サービスの向上	35
(3) 指導の充実	35
4 ごみの適正処理計画	36
(1) 中間処理計画	36
(2) 最終処分計画	36
5 施設整備計画	36
(1) ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）	36
(2) 粗大ごみ処理施設	36
(3) リサイクルセンター	36
第6章 生活排水処理基本計画	37
1 基本方針	37
2 目標年次	37
3 計画目標	37
4 生活排水の現状	37
(1) 下水道普及率	37
(2) 処理形態別人口の推移	38

(3) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移.....	38
(4) 収集・運搬方法.....	38
(5) 処理方法.....	39
(6) 生活排水処理の課題.....	39
5 生活排水排出量の予測.....	40
6 生活排水の適正処理計画.....	41
(1) 基本方針.....	41
(2) 収集・運搬計画.....	41
(3) 中間処理・最終処分計画.....	41
(4) 施設整備計画.....	41
資料編.....	42
1 アンケート調査結果.....	42
(1) 回答者の属性.....	42
(2) 調査結果.....	45
2 排出量の推計方法.....	61
(1) ごみ排出量の推計方法.....	61
(2) 生活排水排出量の推計方法.....	62
(3) 回帰式の選定.....	63
3 清瀬市廃棄物減量等推進審議会.....	64

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

国では、平成25年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、その中で循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展しているとしてうえで、今後は質にも着目した循環型社会を実現していく必要があるとしています。計画では、リサイクル（再生利用）より優先順位が高いに関わらず、これまで取り組みが遅れていたリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の取り組みの推進、使用済み製品からの有用金属の回収などが求められています。

東京都では、平成28年度に廃棄物の減量や3R施策の更なる促進により、「良好な都市環境の次世代への継承」に加え、資源採取の段階から環境に配慮するための「持続可能な資源利用への転換」を基本的考え方とする新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。

清瀬市（以下「本市」といいます。）では、平成23年度に改定した「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）から5年が経過し、その間に、小型家電リサイクル法の完全施行や社会情勢等の変化に伴う見直しが必要となっています。

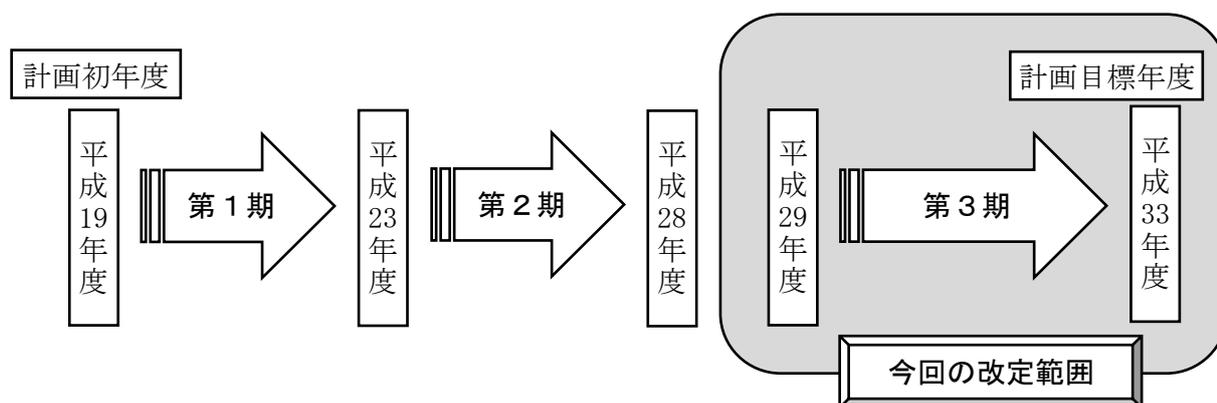
2 計画策定の目的

本計画では、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行ったうえで、市域における循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理を推進することを目的としています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間としています。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行い、今回は平成23年度からの第2期計画が5年を経過したことから、平成29年度から計画最終年度の平成33年度までの第3期計画の策定を行うものです。

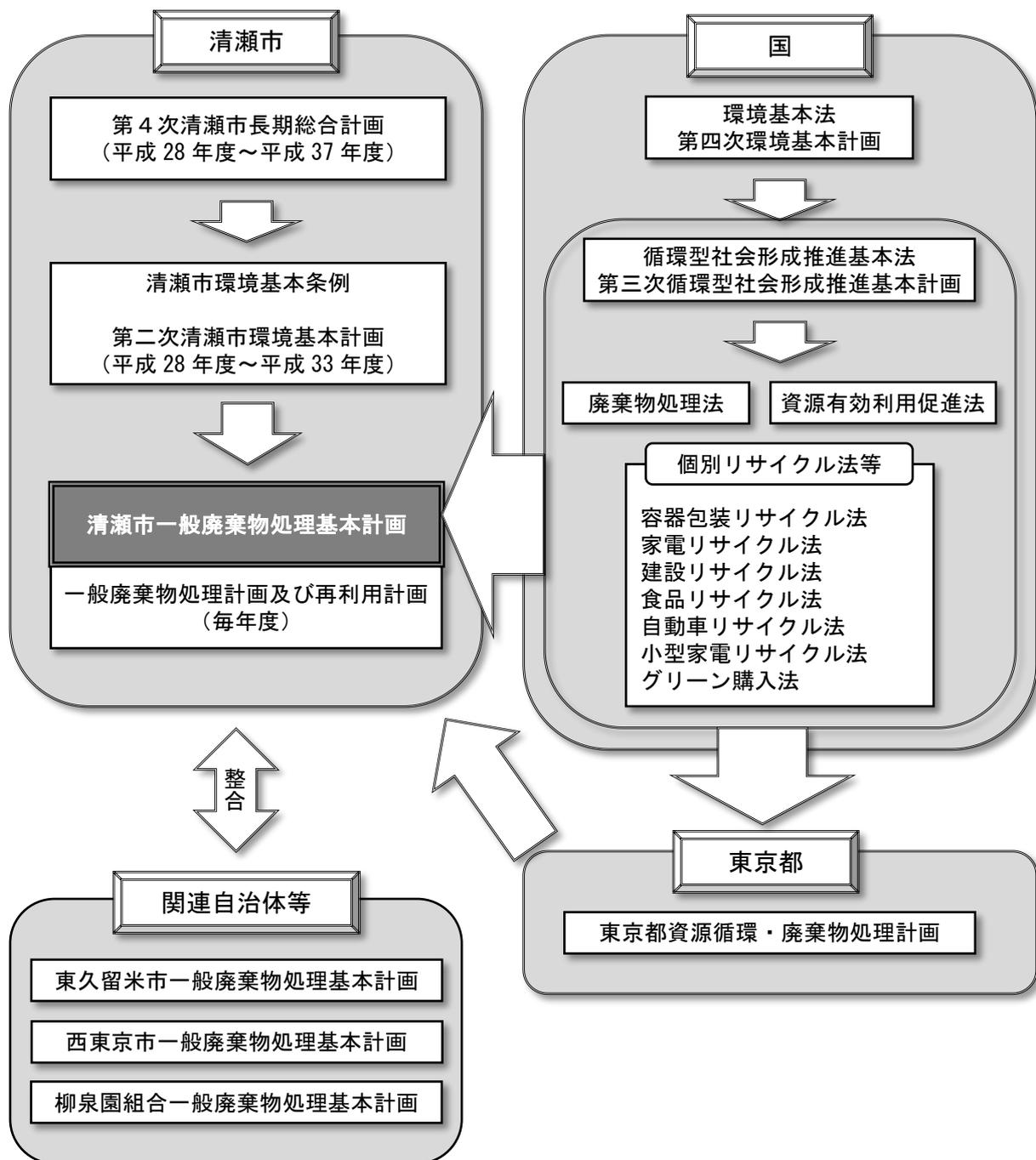
図表 1 計画期間及び目標年次



4 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

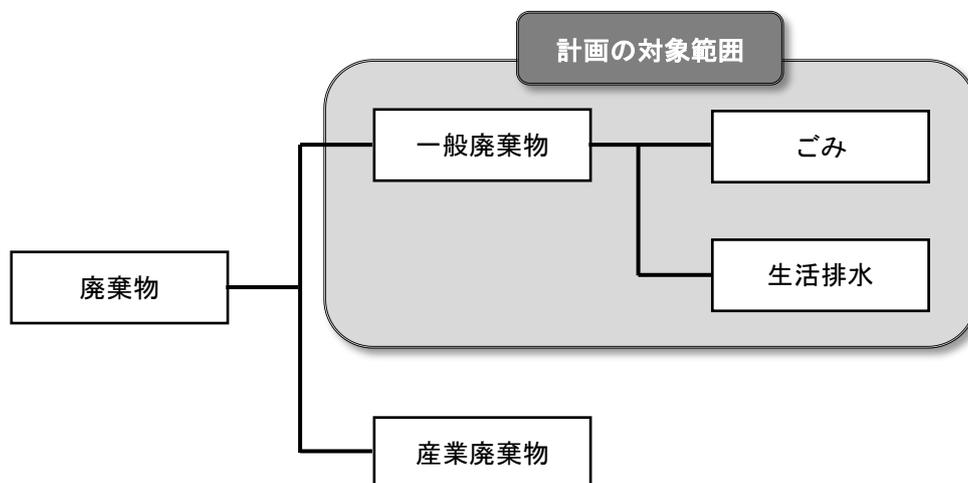
図表 2 計画の位置付け



5 計画の対象範囲

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

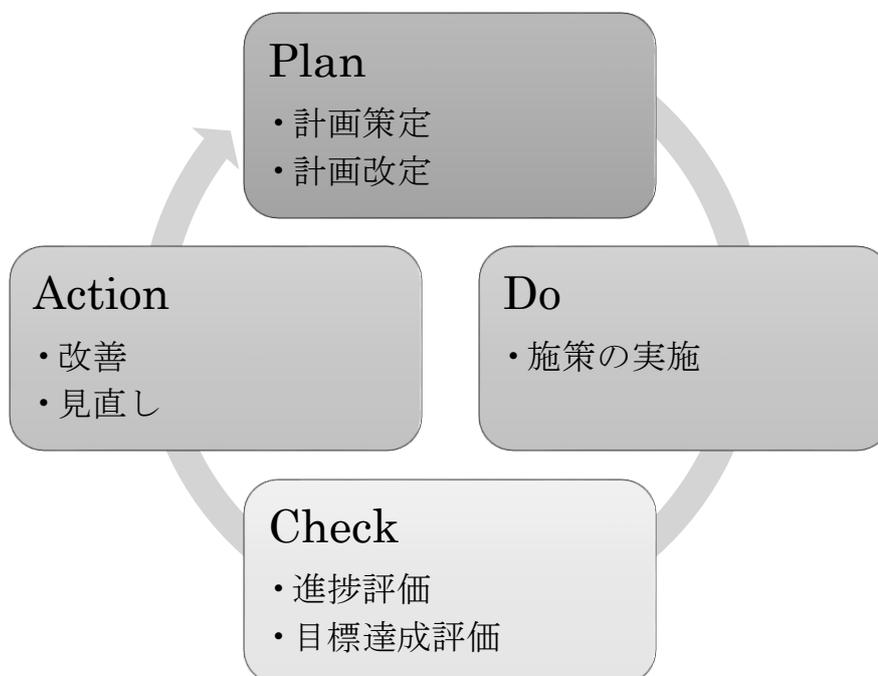
図表 3 計画の対象範囲



6 計画の進行管理

計画は概ね5年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標値の達成状況については毎年度、評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

図表 4 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



第2章 清瀬市の現状

1 人口、世帯数

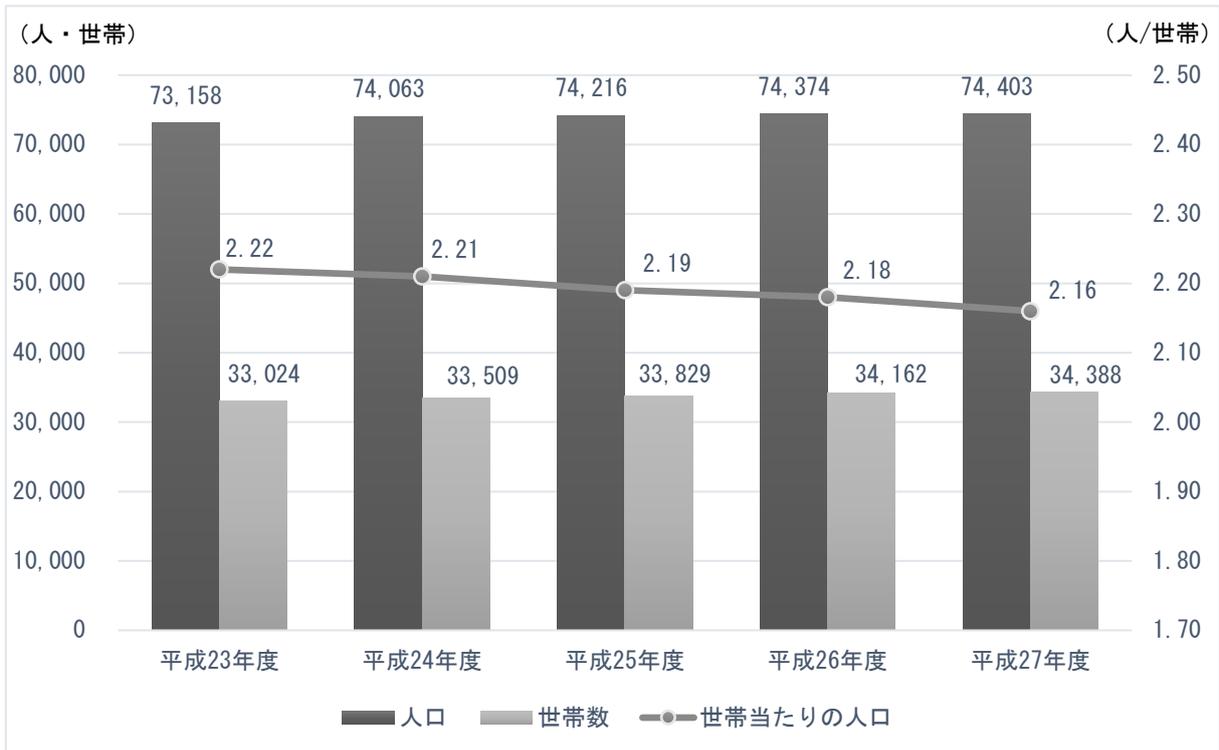
人口、世帯数ともにわずかながら増加傾向にあり、平成27年度（平成28年1月1日現在）で人口74,403人、世帯数34,388世帯となっています。但し、世帯当たりの人口は減少傾向にあり、平成27年度で2.16人/世帯となっています。

図表5 人口・世帯数及び世帯当たりの人口の推移

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	73,158	74,063	74,216	74,374	74,403
世帯数	世帯	33,024	33,509	33,829	34,162	34,388
世帯当たりの人口	人/世帯	2.22	2.21	2.19	2.18	2.16

各年1月1日現在

※平成24年度分から外国人人口及び外国人世帯を含む。



2 高齢者人口の推移

本市の総人口に占める、65歳以上の人口の割合は増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までの5年間で2.6%増加しており、今後、高齢者社会への対応を検討する必要があります。

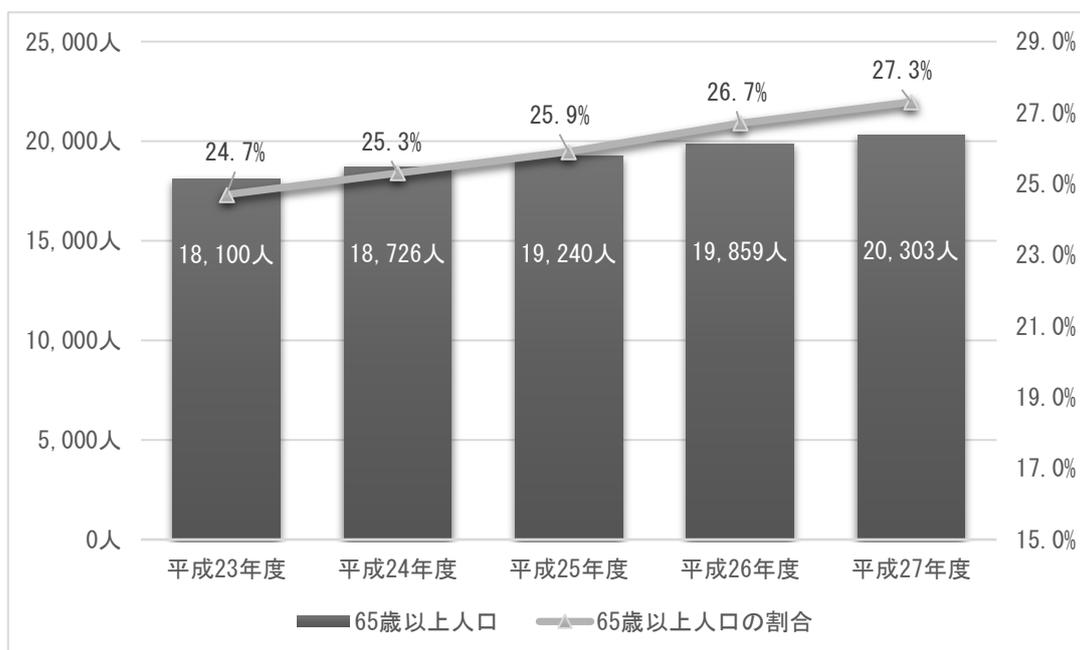
図表 6 高齢者人口の推移

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
65歳以上人口	人	18,100	18,726	19,240	19,859	20,303
65歳以上人口の割合	%	24.7%	25.3%	25.9%	26.7%	27.3%
人口	人	73,158	74,063	74,216	74,374	74,403

各年1月1日現在（平成23年度は平成24年1月1日のデータ）

※平成23年度は外国人人口及び外国人世帯を含まない。

（資料：統計きよせ 平成27年度版）



3 事業所数の推移

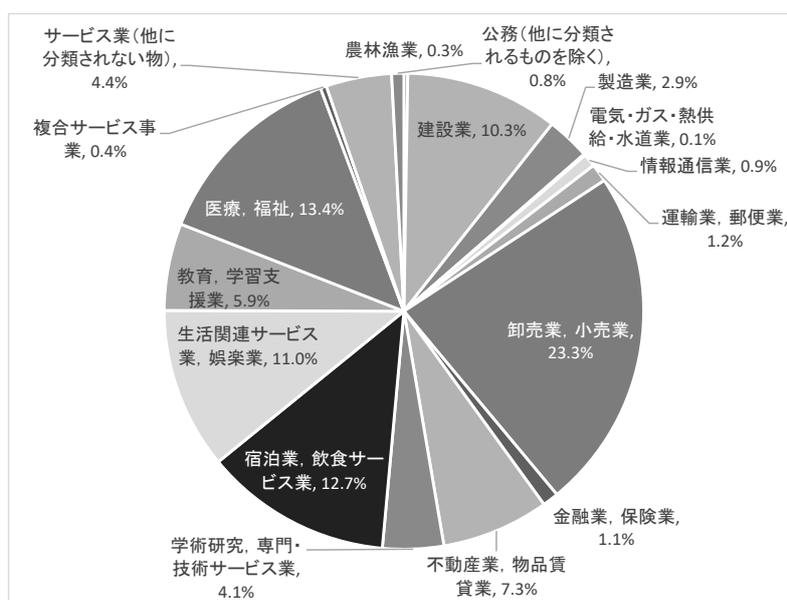
平成26年データでは、産業分類別に事業所数をみると、卸売業・小売業が23.3%と最も構成割合が高く、次いで医療・福祉が13.4%、宿泊業・飲食サービス業が12.7%等となっています。

平成21年から平成26年にかけての変動は、医療・福祉が増加となっています。その他大きな変化はありません。

図表7 事業所数の推移

産業分類	平成21年		平成26年	
	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)
全産業	2,016	100.0	1,944	100.0
第1次産業	3	0.1	5	0.3
農林漁業	3	0.1	5	0.3
第2次産業	297	14.7	258	13.3
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	222	11.0	201	10.3
製造業	75	3.7	57	2.9
第3次産業	1,716	85.1	1,681	86.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	2	0.1
情報通信業	23	1.1	17	0.9
運輸業、郵便業	23	1.1	24	1.2
卸売業、小売業	509	25.2	452	23.3
金融業、保険業	25	1.2	21	1.1
不動産業、物品賃貸業	141	7.0	141	7.3
学術研究、専門・技術サービス業	77	3.8	80	4.1
宿泊業、飲食サービス業	275	13.6	246	12.7
生活関連サービス業、娯楽業	214	10.6	213	11.0
教育、学習支援業	103	5.1	115	5.9
医療、福祉	214	10.6	260	13.4
複合サービス事業	9	0.4	8	0.4
サービス業（他に分類されない物）	85	4.2	86	4.4
公務（他に分類されるものを除く）	16	0.8	16	0.8

(資料：平成21年・平成26年経済センサス基礎調査 総務省)



(資料：平成26年経済センサス基礎調査 総務省)

第3章 ごみ・資源の処理状況

1 ごみ処理体制

(1) 搬入ごみの区分

本市では、家庭から排出されるごみ・資源を、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物の5つの区分に分類しています。

このうち資源物は、古紙・古布類、牛乳パック、びん類、缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み小型家電、せん定枝、落ち葉を対象に回収しています。

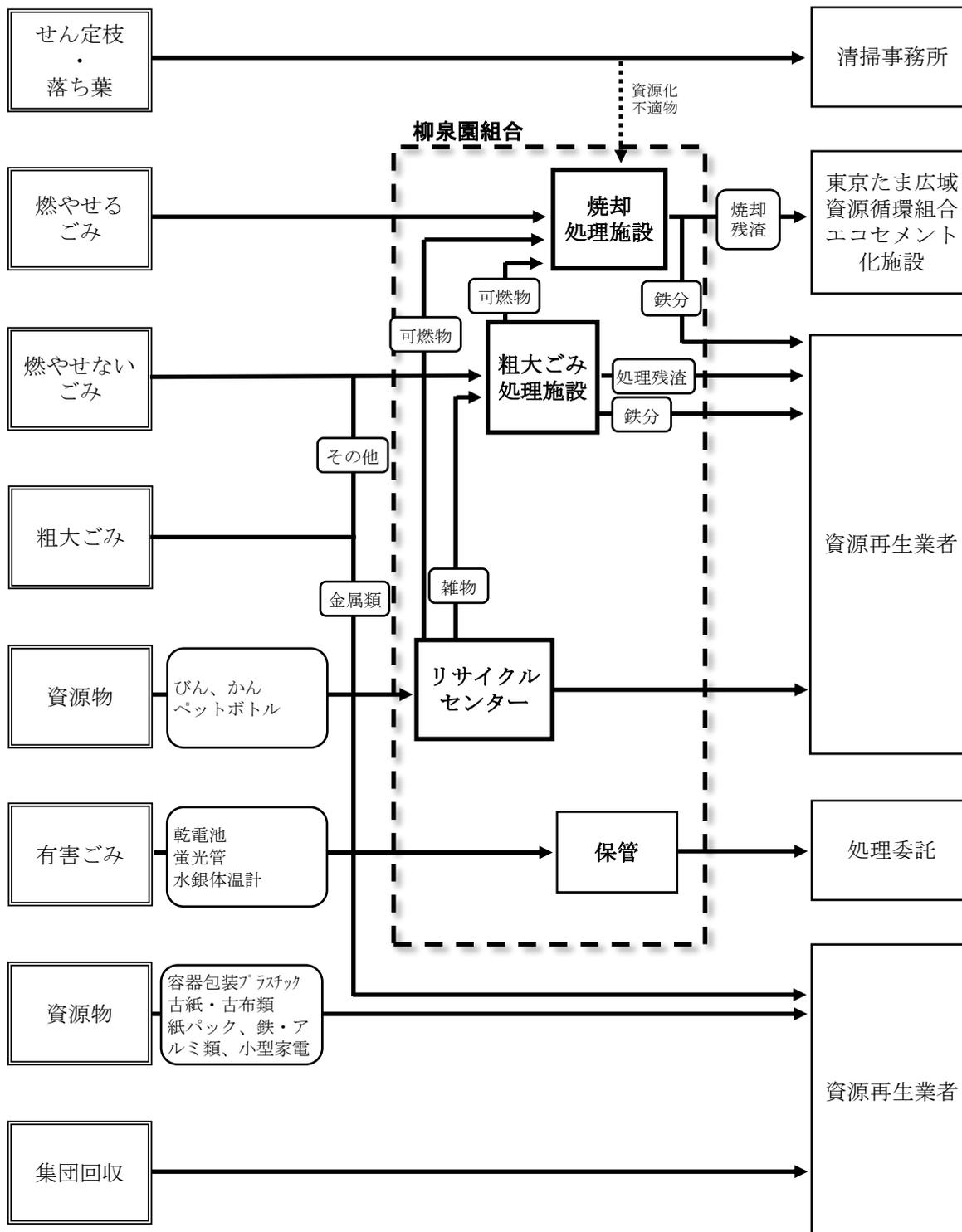
図表 8 ごみ・資源の分別区分

区 分		内 容
燃やせるごみ		台所ごみ（生ごみ）、紙くず、少量の枝葉・枯れ草等
燃やせないごみ		ガラス類、陶磁器類、金属類、フライパン、コップ、グラス、化粧ビン、茶碗、洗面器、洗面用イス、小型電器製品、傘（袋から出て構いません）、靴、皮製品、スプレー缶、カセットボンベ等
粗大ごみ		家具類（たんす、テーブル、いす、本棚等）、家電製品（空気清浄機、炊飯器、ビデオデッキ、スピーカー等）、その他（自転車、ストーブ、ガス台等） ※一辺の長さが30 cm以上のもの
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計
資 源 物	古紙・古布類	新聞、ダンボール、雑誌・雑紙、（週・月刊誌、単行本、菓子箱等）、古布
	牛乳パック	飲料用の紙パック
	びん類	酒、ビール、ジュース、調味料等のびん
	缶類	ビール、ジュース、茶筒、お菓子等の缶
	ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル ※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチック
	容器包装プラスチック	洗剤のボトル、シャンプー容器・詰め替え用の袋、食品のトレイ、ペットボトルのラベル・キャップ、カップめん容器、お菓子の袋、発砲スチロール、緩衝材等 ※「プラマーク」がついているもの
	使用済み小型家電	ACアダプタ、テープレコーダ、ICレコーダ、電気かみそり、CDプレーヤー、電子体温計、MDプレーヤー、電卓、カメラ、電動歯ブラシ、携帯型ゲーム機、電話機、ゲーム用コントローラ、ビデオカメラ、据置型ゲーム機、ヘッドライヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ヘッドホン及びイヤホン、デジタルカメラ、リモコン
	せん定枝	木、枝
	落ち葉	清掃等により集まった落ち葉 ※11月～12月のみ取り扱い

(2) ごみ処理フロー

ごみ処理の流れを以下に示します。

図表 9 ごみ処理フロー



2 収集・運搬の現状

(1) 計画収集区域

計画収集区域は本市全域となっています。対象となる計画収集人口は本市の総人口であり、計画収集人口の推移は以下に示すとおりです。

図表 10 計画収集人口の推移

単位：人

年 度	住民基本台帳人口	外国人登録者	計画収集人口
平成18年度	72,608	920	73,528
平成19年度	72,427	955	73,382
平成20年度	72,423	978	73,401
平成21年度	72,734	1,044	73,778
平成22年度	72,984	1,039	74,023
平成23年度	73,158	1,004	74,162
平成24年度	74,063	(967)	74,063
平成25年度	74,216	(993)	74,216
平成26年度	74,374	(1,077)	74,374
平成27年度	74,403	(1,112)	74,403

※各年度1月1日現在の人口を示す。

平成24年度分から外国人は住民基本台帳に含まれる。

() 内の数値は住民基本台帳人口の内数。

資料：統計きよせ

(2) 収集・運搬体制

収集・運搬は本市で行っており、収集・運搬体制は対象区分ごとに以下に示すとおりです。

図表 11 収集・運搬体制

対象区分	収集頻度	収集方式	収集区分	
可燃ごみ (燃やせるごみ)	週2回	ステーション方式	委託	
不燃ごみ (燃やせないごみ)	隔週	ステーション方式	委託	
粗大ごみ	随時	戸別収集方式	委託	
有害ごみ	週1回	拠点方式 (常設の回収箱)	直営	
資 源 物	古紙・古布類	週1回	ステーション方式	委託
	牛乳パック	週1回	拠点方式 (常設の回収かご)	直営
	びん類	週1回	ステーション方式	直営
	缶類	週1回	ステーション方式	直営
	ペットボトル	週1回	拠点方式 (常設の回収かご)	委託
	容器包装プラスチック	週1回	ステーション方式	委託
	使用済み小型家電	週1回	拠点方式 (常設の回収ボックス)	直営
	せん定枝	週1回	拠点方式 (ペットボトル置場の横)	直営
	落ち葉	週1回	拠点方式 (ペットボトル置場の横)	直営

※落ち葉は11月～12月のみ分別収集し、他の月は可燃ごみとして収集。

一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックは、それぞれ有料の指定収集袋に入れて排出します。なお、平成28年10月より可燃ごみ中の紙おむつ及び不燃ごみ中のスプレー缶等については別途、透明袋に入れて無料回収としています。

事業所ごみは、事業者自ら処理することが原則ですが、排出量が1日40リットル未満の事業所については、事業系ごみ指定収集袋で市が収集を行っています。なお、1度の収集に出せるのは、2袋までとなっています。

指定収集袋の種類別金額を以下に示します。

図表 12 指定収集袋の種類別金額

区分	指定収集袋の種類	容量	金額
家庭用	可燃ごみ用 不燃ごみ用 容器包装プラスチック用	ミニ袋 (5リットル相当)	140円 (20枚)
		小袋 (10リットル相当)	100円 (10枚)
		中袋 (20リットル相当)	200円 (10枚)
		大袋 (40リットル相当)	400円 (10枚)
事業用	可燃ごみ用 不燃ごみ用 容器包装プラスチック用	大袋 (40リットル相当)	3,000円 (10枚)

現在の家庭用の指定収集袋の料金を多摩地域の他の25市と比較すると、「容器包装プラスチック用」は、有料としている自治体では4番目に高い料金となっていますが、「可燃ごみ用」、「不燃ごみ用」は1リットルあたり1.03円と最も低い料金となっています。

図表 13 多摩地域 26 市の指定収集袋の料金比較

自治体名	袋1リットル当りの平均価格			収集方式	
	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装 プラスチック	戸別収集	ステーション 収集
八王子市	1.85円	1.85円	無料	○	
立川市	2.00円	2.00円	無料	○	
武蔵野市	2.00円	2.00円	無料	○	
三鷹市	1.85円	1.85円	無料	○	
青梅市	1.49円	1.20円	0.74円	○	
府中市	2.00円	2.00円	1.00円	○	
昭島市	1.49円	1.49円	1.49円	○	
調布市	1.85円	1.85円	無料	○	
町田市	1.60円	1.60円	0.80円	○	○
小金井市	2.00円	2.00円	2.00円	○	
小平市	未導入	未導入	未導入		○
日野市	2.00円	2.00円	一部無料	○	
東村山市	1.80円	1.80円	0.75円	○	
国分寺市	2.00円	2.00円	無料	○	
国立市	未導入	未導入	未導入		○
福生市	1.49円	1.49円	無料	○	
狛江市	2.00円	2.00円	分別無し	○	
東大和市	2.00円	2.00円	2.00円	○	
清瀬市	1.03円	1.03円	1.03円		○
東久留米市	未導入	未導入	未導入	○	○
武蔵村山市	未導入	未導入	未導入		○
多摩市	1.49円	1.49円	0.50円	○	○
稲城市	1.51円	1.51円	分別無し	○	
羽村市	1.49円	1.49円	無料	○	
あきる野市	1.49円	1.49円	分別無し	○	
西東京市	1.50円	1.50円	0.47円	○	

(資料：多摩地域ごみ実態調査 (平成26年度統計))

(3) 収集・運搬実績

本市における収集・運搬実績を以下に示します。

収集ごみ量は平成23年度から平成26年度までわずかながら減少していましたが、平成27年度には微増となっています。資源物については平成23年度から平成26年度までわずかながら増加していましたが、平成27年度には減少しています。

図表 14 収集・運搬実績の推移

単位：t/年

品 目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ		10,423	10,379	10,340	10,226	10,270
不燃ごみ		1,484	1,417	1,379	1,371	1,355
粗大ごみ		38	45	57	53	47
有害ごみ		27	27	27	28	24
収集ごみ合計		11,972	11,868	11,803	11,678	11,696
資源物	古紙・古布類	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985
	びん類	650	626	627	628	633
	缶類	232	216	218	213	218
	ペットボトル	253	251	258	251	253
	容器包装プラスチック	986	972	993	999	1,015
	牛乳パック	15	15	14	13	13
	小型家電	0	0	1	4	3
収集資源物合計		3,864	3,973	4,089	4,189	4,120
合 計		15,836	15,841	15,892	15,867	15,816

(4) 直接搬入ごみの実績

柳泉園組合に搬入されるごみは、収集車で搬入されるごみの他に、自家用車等で直接持ち込まれる直接搬入ごみがあります。直接搬入される不燃ごみ及び粗大ごみは、大部分が引越し等による多量排出者の持ち込み等であることから、いずれも家庭ごみとして取り扱っています。また、直接搬入される可燃ごみの多くは、市が許可した業者によって搬入される事業系ごみとなっています。

柳泉園組合に直接搬入されたごみは有料で処理され、処理費用としてごみ1kg当たり38円を徴収しています。

直接搬入の可燃ごみは、ほとんどが事業所からの排出であり、経済状態や商業施設の立地など市域の社会情勢等によっても影響されることから、事業所数の推移とは別に年度ごとに変動しています。

直接搬入ごみの実績を以下に示します。

図表 15 直接搬入ごみの実績の推移

(単位：t/年)

品目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	2,091	1,800	2,000	2,283	2,134
不燃ごみ	12	13	10	31	22
粗大ごみ	10	17	17	15	28
直接搬入ごみ合計	2,113	1,830	2,027	2,329	2,184

※可燃ごみの多くは事業系ごみである。

※不燃ごみと粗大ごみは、事業系ごみを受け入れておらず、家庭ごみのみである。

(5) ごみ排出量の実績

ごみ排出量は、収集ごみ量と収集資源物量に直接搬入ごみ量を合計したものです。

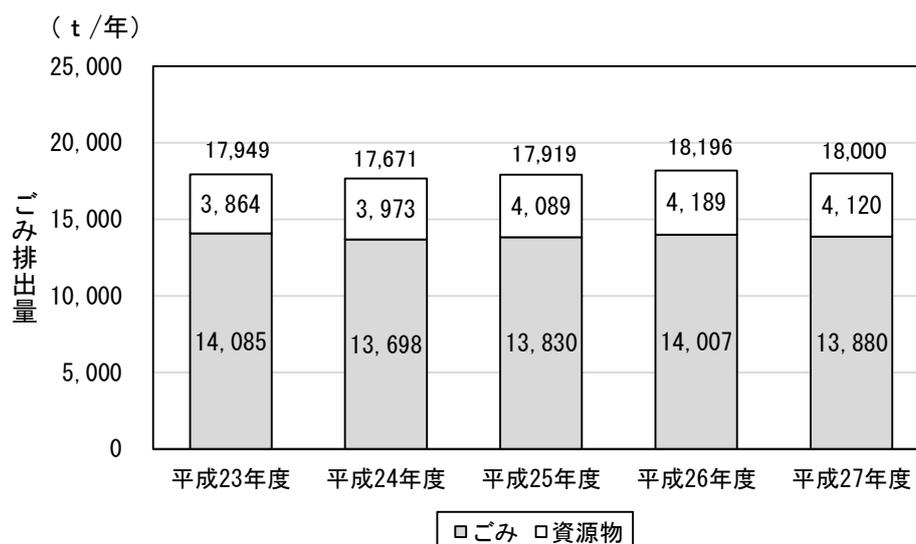
ごみ排出量の実績を以下に示します。

ごみ排出量は、平成24年度に最も少なくなっていますが、ほぼ横ばいの状況となっています。

図表 16 ごみ排出量の実績の推移

単位：t/年

品 目		収集	直接搬入	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ	可燃ごみ	○		10,423	10,379	10,340	10,226	10,270
	不燃ごみ	○	○	1,496	1,430	1,389	1,402	1,377
	粗大ごみ	○	○	48	62	74	68	75
	有害ごみ	○		27	27	27	28	24
	直接搬入可燃ごみ		○	2,091	1,800	2,000	2,283	2,134
	ごみ合計	○	○	14,085	13,698	13,830	14,007	13,880
資源物	古紙・古布類	○		1,728	1,893	1,978	2,081	1,985
	びん類	○		650	626	627	628	633
	缶類	○		232	216	218	213	218
	ペットボトル	○		253	251	258	251	253
	容器包装プラスチック	○		986	972	993	999	1,015
	牛乳パック	○		15	15	14	13	13
	小型家電	○		0	0	1	4	3
	資源物合計	○		3,864	3,973	4,089	4,189	4,120
合 計		○	○	17,949	17,671	17,919	18,196	18,000



(6) 家庭ごみの原単位

家庭ごみは、収集ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみに、直接搬入ごみの不燃ごみ及び粗大ごみを合計したものです。

家庭ごみの原単位（1人1日あたりの平均排出量）の推移と、多摩地域26市の家庭ごみの原単位の状況（平成26年度実績）を以下に示します。

平成23年度から平成26年度までは、わずかながら減少していましたが、平成27年度には前年度から2g/人・日の増加となっています。

家庭ごみの原単位は、平成26年度の実績で多摩地域26市の平均446g/人・日と比較して、本市は14g/人・日少なくなっています。

図表 17 家庭ごみの原単位の推移

品 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画収集人口（人）	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403
可燃ごみ(g/人・日)	386	385	382	377	379
不燃ごみ(g/人・日)	55	53	51	52	51
粗大ごみ(g/人・日)	2	2	3	2	3
有害ごみ(g/人・日)	1	1	1	1	1
合計(g/人・日)	444	441	437	432	434

※不燃ごみ、粗大ごみは自己搬入されたもの（直接搬入ごみ）を含む。

図表 18 多摩地域 26 市の家庭ごみ原単位の状況

都市名	人口 (人)	ごみ排出原単位 (g/人・日)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	家庭ごみ合計
清瀬市	74,320	377	52	2	1	432
八王子市	562,940	406	28	11	1	446
立川市	179,140	328	22	11	1	362
武蔵野市	142,108	396	22	29	2	449
三鷹市	181,751	332	29	27	1	389
青梅市	137,250	444	60	8	1	513
府中市	254,972	313	37	21	1	372
昭島市	112,647	403	32	7	1	443
調布市	224,283	326	45	18	1	390
町田市	426,448	411	41	8	1	461
小金井市	117,272	287	87	21	1	396
小平市	186,873	429	69	15	1	514
日野市	180,646	334	81	17	1	433
東村山市	151,593	357	35	9	1	402
国分寺市	119,399	321	39	16	1	377
国立市	74,520	408	63	16	1	488
福生市	58,610	432	24	16	1	473
狛江市	78,899	407	32	14	1	454
東大和市	86,088	418	27	7	1	453
東久留米市	116,453	397	50	1	1	449
武蔵村山市	72,082	467	40	12	1	520
多摩市	147,593	404	19	14	1	438
稲城市	86,331	425	39	11	1	476
羽村市	56,599	429	19	8	1	457
あきる野市	81,809	612	12	20	1	645
西東京市	198,026	326	47	2	1	376
平均値	—	392	40	13	1	446
最大値	—	612	87	29	2	645
最小値	—	287	12	1	1	362

資料：多摩地域ごみ実態調査 平成26年度集計

3 資源化・減量化の現状

(1) 資源物の分別収集及び拠点回収

本市は、平成3年度にモデル地区を設置して資源物の分別収集を実施し、その後、柳泉園組合の運営するリサイクルセンターの稼動に伴い、平成5年10月より市内全域で資源物の分別収集を開始しました。

資源物の対象品目は、分別収集を実施した当初は、古紙・古布類、びん類、缶類、牛乳パックでしたが、資源化の推進とごみの減量に向けて、容器包装リサイクル法の施行前の平成8年12月より、ペットボトル、白色トレイを対象品目に加えたことが特色となっています。また、平成18年10月より、白色トレイを含む容器包装プラスチックを対象品目として分別収集を行い、平成25年10月からは小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電の拠点回収を実施しています。

なお、本市では、これらに加えてせん定枝、落ち葉を対象品目として指定しています。

図表 19 収集・運搬体制

対象区分	収集頻度	収集場所	出し方
古紙・古布 ^{※1} 類	週1回	集積所	古紙は新聞、ダンボール、雑誌・雑紙類に分けてひもでしばる。古布は袋に入れる。
牛乳パック	週1回	市内公共施設、小学校、スーパー等に常設してある回収容器	洗浄後、切り開いて出す。
びん類	週1回	集積所の専用かご	洗浄して出す。
缶類	週1回	集積所の専用かご	洗浄して出す。
ペットボトル	週1回	回収拠点 (常設の金属かご)	洗浄後、キャップ・ラベルを外す。キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出す。
容器包装プラスチック	週1回	集積所	洗浄後、指定袋(青色)に入れる。
使用済み小型家電	週1回	市内公共施設等に常設してある回収ボックス。	写真や個人情報等を記録したSDカード等は、必ず取り外して出す。
せん定枝	週1回	ペットボトル置場の横	葉を落とし、長さ50センチ以下、太さ10センチ以下、直径30センチ位の束にして出す。
落ち葉 ^{※2}	週1回	ペットボトル置場の横	ボランティア袋(名前を記載)に入れる。

※1：「古布」は濡れると資源化できなくなるため、降雨時の排出は原則として不可。

※2：落ち葉は11月～12月のみ分別収集し、他の月は可燃ごみとして収集。

(2) 資源物の回収量

本市が回収した資源物は、柳泉園組合または民間業者へ直接搬入された後、資源化されます。

資源物回収量の推移を以下に示します。

古紙・古布類は平成26年度まで増加していましたが平成27年度には減少し、容器包装プラスチックは平成24年度以降増加傾向にあります。

図表 20 資源物回収量の推移

単位：t/年

品 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
古紙・古布類	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985
びん	650	626	627	628	633
かん	232	216	218	213	218
ペットボトル	253	251	258	251	253
容器包装プラスチック	986	972	993	999	1,015
牛乳パック	15	15	14	13	13
小型家電	0	0	1	4	3
収集資源物合計	3,864	3,973	4,089	4,189	4,120

(3) 集団回収

本市では、集団回収を助成するため回収団体に対し1kg当たり7円（牛乳パックのみ1kg当たり8円）の報償金を交付しています。

本市における集団回収量（品目別）の推移を以下に示します。

布類、その他は横ばいですが、紙類については減少傾向にあります。

図表 21 集団回収の実績の推移

単位：t/年

品 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
紙類	1,294	1,263	1,127	1,130	1,063
布類	68	64	60	65	65
その他	14	14	14	14	14
集団回収資源量合計	1,376	1,341	1,201	1,209	1,142

※その他の内訳はアルミ・鉄等。

(4) 生ごみの減量化

本市では、生ごみの資源化及び減量化を目的として、生ごみ減量化処理機器購入費助成制度を設けています。本制度に基づく助成金額は、本体価格（消費税を除く）の2分の1で上限が3万円となっています。助成対象機器等は、コンポスト容器、EM 容器等（1世帯2基まで）、電動生ごみ処理機（1世帯1基まで）となっています。

助成制度による生ごみ処理機の申請者数、交付基数、交付額を以下に示します。

申請者数は、変動はあるものの20人前後であり低い水準で推移しており、情報提供などによる、制度の利用を呼び掛ける必要があります。

図表 22 生ごみ減量化処理機器購入費助成制度の実績の推移

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請者数	人	14	22	19	23	15
交付基数	基	14	23	19	24	15
交付額(補助額)	千円	319	463	404	476	253

4 中間処理の現状

(1) 中間処理施設の概要

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、東久留米市、西東京市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理しています。

可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用しています。

不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料化）の原料として利用しています。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡しています。

柳泉園組合ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を以下に示します。

図表 23 ごみ焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里4-3-10
建設年月	着工：平成9年7月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約6,496 m ² 管理棟：約978 m ²
延床面積	工場棟：約20,698 m ² 管理棟：約2,939 m ²
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

図表 24 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：昭和48年11月 竣工：昭和50年 3 月
	改造(破碎装置)：昭和58年12月～昭和59年 3 月
	改造(クレーン及びピット)：昭和60年 9 月～昭和61年 2 月
破碎型式	堅型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000千円
改造費(破碎装置)	149,900千円
改造費 (クレーン及びピット)	123,000千円
建設面積	約387㎡
延床面積	約586㎡

図表 25 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4-3-10
建設年月	着工：平成 4 年12月 竣工： 5 年10月
処理能力	65t/5h (缶類：10t/5h、びん類：15t/5h、古紙・古布類40t/5h)
処理対象	缶類、びん類、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ磁選機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装置(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091千円
建設面積	約1,560㎡
延床面積	約2,690㎡

(2) 中間処理量の実績

柳泉園組合構成3市から運び込まれたごみ及び資源物の中間処理実績の推移を以下に示します。

図表 26 柳泉園組合の中間処理実績の推移（3市合計）

単位：t/年

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
焼却量	可燃ごみ	64,758	64,294	65,280	65,224	64,157
	その他可燃ごみ ^{※1}	6,366	5,878	5,738	5,624	5,778
	他市分 ^{※2}	344	1,245	0	0	0
	し尿汚泥	45	50	43	41	32
	小 計	71,513	71,467	71,061	70,889	69,967
不燃物	埋立	0	0	0	0	0
	再利用	790	803	809	776	802
	小 計	790	803	809	776	802
有害ごみ	123	118	118	120	115	
資源化	可燃物 ^{※3}	2,145	1,902	2,024	1,184	1,190
	不燃物 ^{※4}	5,496	5,404	5,476	5,305	5,312
	小 計	7,641	7,306	7,500	6,489	6,502
その他 ^{※5}	723	819	874	1,157	982	
合 計		80,790	80,513	80,362	79,431	78,368

※1 その他可燃ごみは不燃ごみ、粗大ごみ、資源から焼却に回ったもの

※2 平成23年度は多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱による受入れ、平成24年度は東日本大震災により宮城県女川町で発生した災害廃棄物の受入れ

※3 可燃物とは、古紙・古布など

※4 不燃物とは、びん、缶、ペットボトル、屑ガラスなど

※5 その他とは、検量誤差、水分及び貯留分など

5 最終処分の現状

(1) 残渣の処理

焼却残渣は、平成18年6月までは東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立てしていましたが、エコセメント化施設竣工後は、焼却残渣をエコセメントの原料として再利用しています。

また、不燃残渣は、平成17年度よりRPF(固形燃料化)の原料として利用しています。焼却残渣及び不燃残渣の推移とエコセメント化施設の概要を以下に示します。

図表 27 焼却残渣及び不燃残渣の推移 (清瀬市)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
焼却残渣	1,784	1,764	1,705	1,749	1,699
不燃残渣	0	0	0	0	0
合 計	1,784	1,764	1,705	1,749	1,699

図表 28 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約330t/日 (平均処理量 約300t/日)
生産能力	エコセメント生産能力 約520t/日 (平均生産量 約430t/日)
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、熔融飛灰及び二ツ塚処分場に分別埋設された焼却残渣
総事業費	約27,200,000千円

(2) 最終処分の状況

焼却残渣は、平成18年7月から東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメント化しています。また、不燃残渣は、平成17年度よりRPF(固形燃料化)の原料として利用しているため、最終処分量はゼロとなっています。

6 処理経費

(1) 維持管理費

各施設の維持管理費を以下に示します。

図表 29 各施設の維持管理費の推移

単位：千円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
柳泉園クリーンポート	1,930,099	1,982,700	1,971,259	1,912,292	1,742,591
粗大ごみ処理施設	186,725	196,020	176,594	175,455	184,099
リサイクルセンター	138,351	143,516	127,880	122,328	132,098
し尿処理施設	60,035	55,847	53,434	53,305	52,623
合 計	2,315,210	2,378,083	2,329,167	2,263,380	2,111,411

※施設建設費、議会費及び総務費は含みません。

現在、柳泉園クリーンポートについては、「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」の手続きを進めています。この事業は、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、余熱利用業務、防災管理業務及びその他関連業務について、一括して、また、複数年度（平成29年7月1日から平成44年6月30日までの15年間）の契約を結ぶことで、安定性、安全性を確保しつつ、民間事業者のノウハウ、創意工夫、自助努力を発揮させ、経費削減を図るものです。

(2) 負担金

本市を含む関係市の柳泉園組合への負担金及び本市の東京たま広域資源組合への負担金を以下に示します。

図表 30 関係市の柳泉園組合への負担金の推移

単位：千円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清瀬市	433,186	426,300	418,413	402,965	400,694
東久留米市	633,803	623,491	613,793	605,264	582,074
西東京市	895,545	898,339	892,809	866,223	805,567
合 計	1,962,534	1,948,130	1,925,015	1,874,452	1,788,335

図表 31 東京たま広域資源組合への負担金の推移

単位：千円

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清瀬市	240,699	245,253	226,510	220,465	215,804

7 現状の課題

(1) ごみの排出に関する課題

○ごみの減量に向けた努力の継続

本市では、計画収集人口が増加していますが、家庭ごみ排出原単位がわずかながら減少しているため、ごみ・資源量はほぼ横ばいとなっています。

また、多摩地域26市では平均より少ない状況にありますが、更なるごみの減量化に向けて努力する必要があります。

(2) ごみ減量化に関する課題

○可燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

収集ごみのうち、可燃ごみ排出量は平成26年度までは緩やかに減少していましたが、平成27年度は平成26年度から増加しているため、資源物となる紙類や容器包装プラスチック等の分別徹底を更に進めるとともに、可燃ごみの中で大きな比重を占めている生ごみについて、これまでの水切り徹底や自家処理の推進などによる減量化に加え、戸建住宅における堆肥化を推進するため、できた堆肥の利用先を確保するなど、さらなる減量を目指した対策が必要となります。

○事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量は、経済状況や地域の開発状況などにより影響を受けるため、柳泉園組合に直接搬入された可燃ごみは、ばらつきのある推移をしていますが、本市の事業所数は全体では減少しており、事業所への指導の徹底等、減量化に向けた取り組みの推進が必要です。

(3) 資源化に関する課題

○分別徹底に向けた取り組みの推進

これまで、市報やホームページにおける分別に関する情報提供や、イベントにおける特設ブースでの啓発活動を行っていますが、十分な効果が得られていない状況にあります。

また、平成27年10月からはごみ分別アプリを導入していますが、この効果については今後のごみの排出状況の推移をもって判断する必要があります。

○集団回収量の増加に向けた検討

集団回収量は年々減少傾向にあり、特に紙類が著しく減少しています。これは、新聞の購読者数が減少していることも一つの原因と考えられますが、持去り等による影響も一因と考えられます。

今後は、集団回収を奨励する中で、集合住宅単位での実施など新たな集団回収の形態を検討していく必要があります。

○せん定枝・落ち葉の資源化

本市では、みどりのリサイクルとして、一部、せん定枝はチップ化して公園等で利用し、落ち葉は腐葉土として利用していましたが、現在、震災の影響による放射線の問題もあり、資源循環のサイクルが停止しています。

今後、せん定枝・落ち葉の資源化を再始動するための検討が必要となります。

○小型家電

本市では、平成25年10月から小型家電リサイクル法に基づく、小型家電の資源化を行っています。回収量は増加傾向にありますが、まだまだ周知が十分な状態にはありません。今後、更なる情報提供や周知を図ることで、小型家電の適正排出を促す必要があります。

(4) 収集・運搬に関する課題

○集積所の適正管理

集積所における不適正なごみの排出（他地区からのごみの持ち込み等）や資源物の持ち去りを防止するため、地域住民との協力・連携による集積所の管理のあり方について検討を行う必要があります。

○戸別収集の実施

戸別収集には、排出負担の軽減など住民サービスの向上や、分別徹底によるごみ排出量の削減などが見込まれる反面、収集・運搬の負担が増加します。

本市では、既に現実化してきている高齢化社会への対応などの住民サービスの向上及び減量化の推進を目指し、戸別収集の実施に向けた対応が必要です。

(5) ごみ処理経費に関する課題

○ごみ処理経費の検討

その後、柳泉園組合ではごみ処理経費の増加から持込みごみの1kg当りの手数料を平成12年度に20円から26円、平成18年度に26円から35円、平成21年度に35円から38円に3回にわたり料金改定を行っていますが、本市では指定袋の料金は据置きのまま今日に至っています。

有料化を行った当時と、現在では社会情勢や経済状況も大きく変化してきており、ごみ処理費用と指定袋の販売収入との間に大きな隔たりができています。

今後は、ごみ処理経費について市民説明などによる周知を図るとともに、指定袋の料金改定を検討するに当たっては料金設定の根拠を明確にする必要があります。

第4章 ごみ・資源の排出量の予測及び目標値の設定

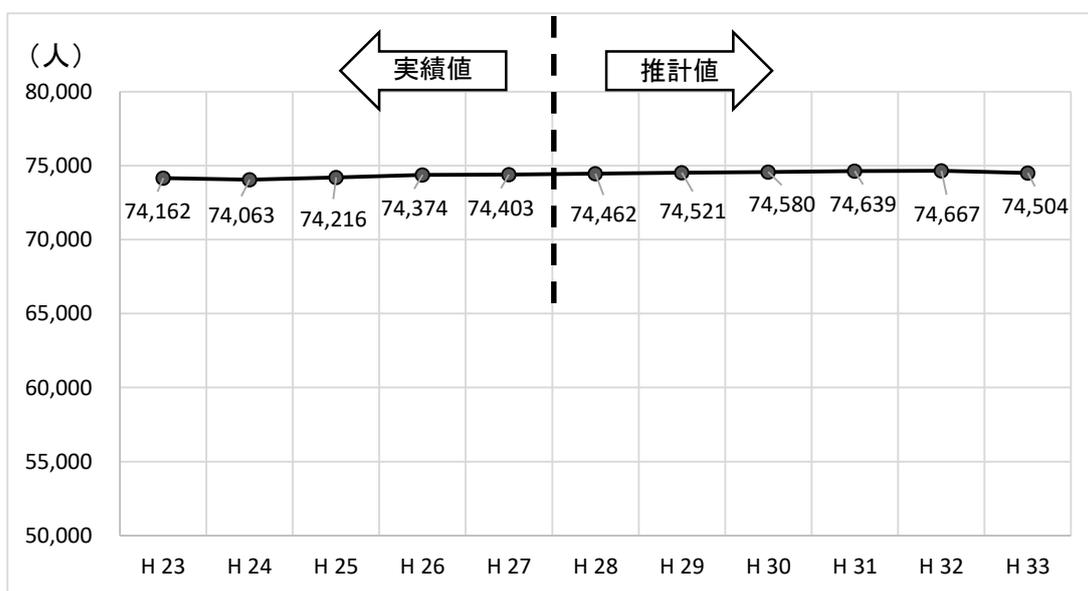
1 将来人口推計

本市では、計画収集人口は市の総人口と等しい。

本市の将来人口は、「第4次清瀬市長期総合計画」（平成28年3月）での将来人口推計結果に基づき、以下のとおり設定しました。

計画収集人口は、平成32年度まではわずかに増加していきますが、目標年度の平成33年度には減少に転じると推測されます。

図表 32 将来人口推計結果



単位:人

	実績値					推計値					
	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
人口	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403	74,462	74,521	74,580	74,639	74,667	74,504

※実績値は各年度1月1日現在の人口を示す。

※「第4次清瀬市長期総合計画」での将来人口は5年毎（平成27・32・37年）に推計されており、推計対象年以外については、推計値を按分することで設定した。

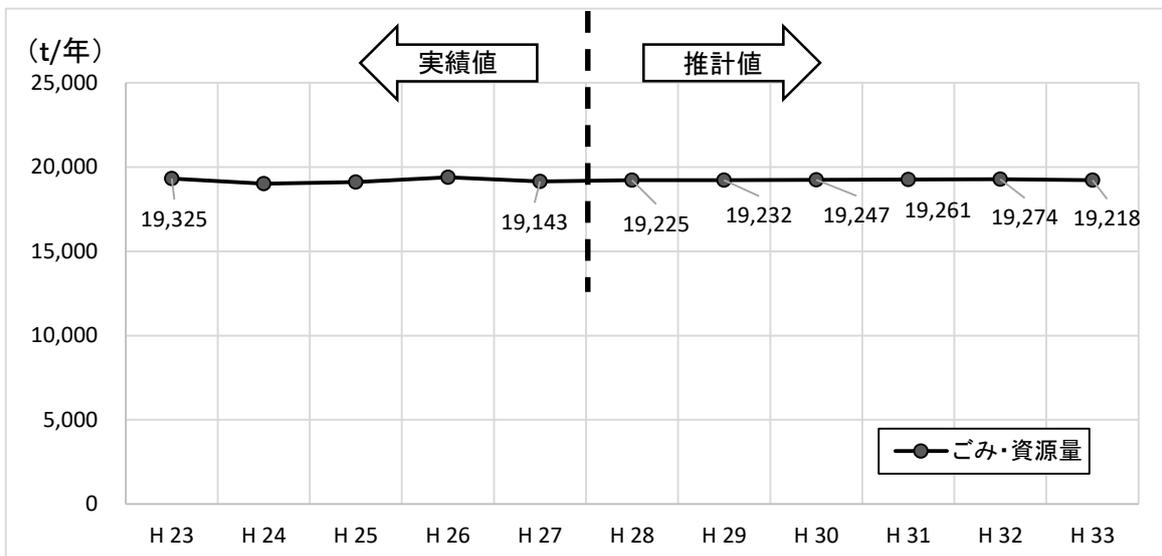
2 ごみ・資源排出量の予測

ごみ・資源量（ごみ量、資源量の合計）は増加傾向で推移すると予測され、平成27年度は19,143t/年ですが、目標年度の平成33年度は19,218t/年（平成27年度から0.4%増加）と推測されます。

ごみ総排出量の内訳をみると、家庭ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみは、いずれも減少傾向で推移すると予測されました。

図表 33 ごみ・資源排出量の予測

品目	単位	実績値			推計値			
		平成23年度	平成27年度	増減【23年度比】	平成33年度	増減【27年度比】		
人口	人	74,162	74,403	0.3%	74,504	0.1%		
ごみ排出量	家庭ごみ	燃やせるごみ（行政+直接）	t/年	10,442	10,292	-1.4%	10,193	-1.0%
		燃やせないごみ（行政+直接）	t/年	1,496	1,377	-8.0%	1,333	-3.2%
		粗大ごみ（行政+直接）	t/年	48	75	56.3%	82	9.3%
		有害ごみ	t/年	27	24	-11.3%	25	3.1%
	燃やせるごみ（事業系）	t/年	2,071	2,113	2.0%	2,199	4.1%	
ごみ排出量	t/年	14,085	13,881	-1.5%	13,832	-0.4%		
ごみ・資源量	行政回収資源量	古紙・古布類	t/年	1,728	1,985	14.9%	2,203	11.0%
		びん	t/年	650	633	-2.6%	618	-2.4%
		かん	t/年	232	218	-5.7%	218	-0.2%
		ペットボトル	t/年	253	253	-0.1%	253	0.0%
		容器包装プラスチック	t/年	986	1,015	2.9%	1,018	0.3%
		牛乳パック	t/年	15	13	-15.6%	12	-6.0%
		小型家電	t/年	-	3	-	7	113.1%
		行政回収資源量	t/年	3,864	4,120	6.6%	4,329	5.1%
	集団回収	紙類	t/年	1,294	1,064	-17.8%	981	-7.8%
		布類	t/年	68	65	-5.0%	61	-6.0%
		その他	t/年	14	14	5.9%	15	4.8%
集団回収資源量	t/年	1,376	1,143	-16.9%	1,057	-7.5%		
資源量	t/年	5,240	5,263	0.4%	5,386	2.3%		
ごみ・資源量	t/年	19,325	19,143	-0.9%	19,218	0.4%		



図表 34 ごみ排出量の予測結果（現状維持推移）

品目	単位	実績値					推計値							
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度		
人口	人	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403	74,462	74,521	74,580	74,639	74,667	74,504		
ごみ排出量	行政回収	燃やせるごみ	t/年	10,423	10,379	10,340	10,226	10,270	10,247	10,234	10,225	10,217	10,207	10,172
		燃やせないごみ	t/年	1,484	1,417	1,379	1,371	1,355	1,349	1,340	1,333	1,326	1,321	1,312
		粗大ごみ	t/年	38	45	57	53	47	51	51	51	51	51	51
		有害ごみ	t/年	27	27	27	28	24	26	26	26	25	25	25
		行政回収ごみ量	t/年	11,972	11,868	11,803	11,678	11,696	11,673	11,651	11,635	11,619	11,604	11,560
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	19	18	17	15	21	21	21	21	21	21	21
		燃やせるごみ（事業系）	t/年	2,071	1,782	1,983	2,268	2,113	2,129	2,147	2,162	2,176	2,188	2,199
		燃やせないごみ	t/年	12	13	10	31	22	22	22	22	22	21	21
		粗大ごみ	t/年	10	17	17	15	28	31	31	31	31	31	31
		直接搬入ごみ量	t/年	2,113	1,830	2,027	2,329	2,184	2,203	2,221	2,236	2,250	2,261	2,272
ごみ排出量	t/年	14,085	13,698	13,830	14,007	13,881	13,876	13,872	13,871	13,869	13,865	13,832		
資源量	行政回収資源量	古紙・古布類	t/年	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985	2,093	2,122	2,151	2,179	2,208	2,203
		びん	t/年	650	626	627	628	633	625	623	622	621	620	618
		かん	t/年	232	216	218	213	218	217	218	218	218	218	218
		ペットボトル	t/年	253	251	258	251	253	254	254	254	254	254	253
		容器包装プラスチック	t/年	986	972	993	999	1,015	1,008	1,011	1,014	1,017	1,019	1,018
		牛乳パック	t/年	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12
		小型家電	t/年	-	-	1	4	3	5	5	6	6	6	7
		行政回収資源量	t/年	3,864	3,973	4,088	4,188	4,120	4,214	4,245	4,277	4,307	4,337	4,329
		集団回収	紙類	t/年	1,294	1,263	1,127	1,130	1,064	1,038	1,022	1,008	995	981
			布類	t/年	68	64	60	65	65	63	62	62	62	61
その他	t/年		14	14	14	14	14	14	15	15	15	15		
集団回収資源量	t/年	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,135	1,115	1,099	1,085	1,072	1,057		
資源量	t/年	5,240	5,315	5,289	5,397	5,263	5,349	5,360	5,376	5,392	5,409	5,386		
ごみ・資源量	t/年	19,325	19,013	19,119	19,404	19,143	19,225	19,232	19,247	19,261	19,274	19,218		
資源化率	t/年	27.1%	28.0%	27.7%	27.8%	27.5%	27.8%	27.9%	27.9%	28.0%	28.1%	28.0%		
ごみ排出量	家庭ごみ	燃やせるごみ（行政+直接）	g/人・日	386	385	382	377	379	378	377	376	376	375	375
		燃やせないごみ（行政+直接）	g/人・日	55	53	51	52	51	50	50	50	49	49	49
		粗大ごみ（行政+直接）	g/人・日	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	
		有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		家庭ごみ原単位合計	g/人・日	444	441	437	432	434	432	431	430	429	428	428
	増減※	%						-0.4%	-0.7%	-0.9%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	
	資源原単位	古紙・古布類	g/人・日	64	70	73	77	73	77	78	79	80	81	
		びん	g/人・日	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
		かん	g/人・日	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		ペットボトル	g/人・日	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9	
容器包装プラスチック		g/人・日	36	36	37	37	37	37	37	37	37	37		
牛乳パック※	g/人・日	0.56	0.55	0.51	0.47	0.47	0.46	0.45	0.44	0.44	0.43	0.43		
小型家電※	g/人・日	-	-	0.03	0.16	0.12	0.17	0.19	0.21	0.23	0.24	0.25		
行政回収資源量	g/人・日	143	147	151	154	152	155	156	157	158	159	159		
集団回収	紙類	g/人・日	48	47	42	42	39	39	38	38	37	36	36	
	布類	g/人・日	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	その他	g/人・日	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
集団回収資源物量	g/人・日	51	50	44	45	42	42	41	40	40	39	39		
資源量	g/人・日	194	197	195	199	194	197	197	197	198	198	198		
ごみ・資源原単位	g/人・日	637	637	633	631	628	629	628	628	627	627	626		
増減※	%						0.3%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%		

※「牛乳パック」、「小型家電」は、排出量が少量のため、最小単位を小数点第2位までの表示とする。

3 目標の設定

(1) 第2期計画の目標達成状況

前回の「一般廃棄物処理基本計画」（平成24年3月）において、第2期計画の数値目標は以下の指標について設定されています。

指標（第2期計画）

家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)

家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)

上記の指標は、平成22年度実績を基準として目標が設定されています。目標年度は平成28年度（短期目標）と平成33年度（長期目標）となっています。

平成27年度のごみの排出、処理・処分に関する実績を目標値（短期・長期）と比較したところ、短期目標値に対して13g/人・日、長期目標値に対して35g/人・日減量が必要な状況にあります。家庭ごみの排出量は僅かずつではありますが減少傾向にあるものの、生ごみの減量が進まないことや、分別が徹底されず可燃ごみの中に資源化可能な紙類の混入があることなどが、目標未達成の要因として考えられます。

図表 35 第2期計画目標値との比較

項目	単位	実績値	目標値			
			短期目標値		長期目標値	
		平成27年度	平成28年度	達成状況	平成33年度	達成状況
家庭ごみ原単位	g/人・日	434	421	+13	399	+35

注) 達成状況は、平成27年度の実績値と短期目標値及び長期目標値との差を表す。

(2) 第3期計画の目標の設定

平成33年度を目標年度とし、ごみ減量化目標を設定します。平成27年度の実績を基準とし、ごみ減量化の進行を計る指標には、以下の項目を用います。

- ① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)
家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)
- ② ごみ排出量 = (行政収集ごみ、直接搬入ごみ)

図表 36 目標値の設定

項目	単位	実績値	目標値	説明
		平成27年度	平成33年度	
家庭ごみ原単位	g/人・日	434	399	約35g 削減 約8% 削減
ごみ排出量	t/年	13,881	13,000	約900t 削減 約6% 削減

4 目標達成に向けて

計画の目標達成に向けて、以下の項目について、設定しました。

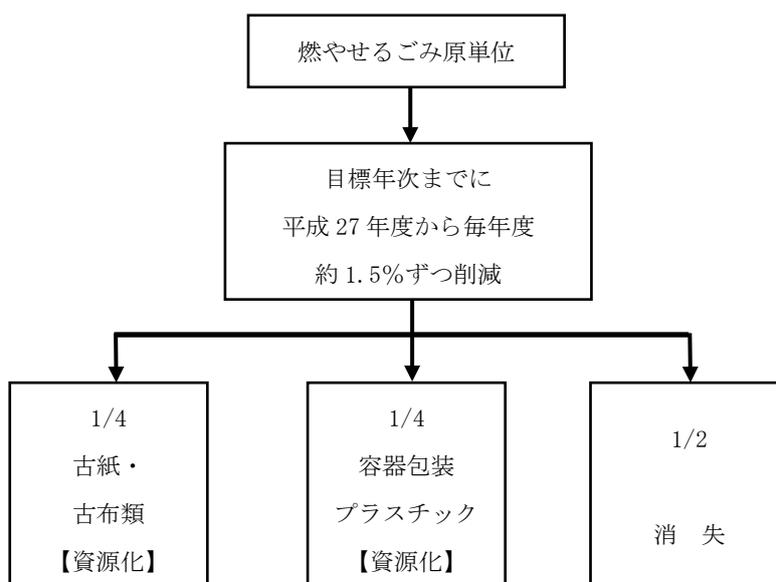
図表 37 ごみ減量の対象

ごみ減量の対象		減量する量	重点施策
家庭ごみ	燃やせる ごみ原単位	平成27年度実績値から平成33 年度まで、1.5%ずつ減量	ごみの発生抑制、生ご みの減量、資源物の分 別徹底
	燃やせない ごみ原単位	平成27年度実績値から毎年度 1%ずつ減量	
事業系ごみ	燃やせるごみ (直接搬入)	平成27年度実績値から毎年度 1%ずつ減量	事業系ごみの分別徹底

図表 38 減量した分の配分等

ごみ減量の対象		減量する量
家庭ごみ	燃やせる ごみ原単位	家庭ごみの燃やせるごみで減量した分のうち、半分は資源物に移り、残り半分はごみ量から消失するものと設定。 1/4：分別徹底により、ごみから「古紙・古布類」に移る 1/4：分別徹底により、ごみから「容器包装プラスチック」に移る 1/2：ごみの出ないような生活をすることや生ごみの水切り徹底・自家処理の推進等により、ごみ量から消失。

※燃やせないごみは、減量した値が少量のため配分には含めないものとする。



図表 39 ごみ排出量の予測（施策の効果考慮）

品目	単位	実績値					推計値								
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度			
人口	人	74,162	74,063	74,216	74,374	74,403	74,462	74,521	74,580	74,639	74,667	74,504			
ごみ排出量	行政回収	燃やせるごみ	t/年	10,423	10,379	10,340	10,226	10,270	10,117	9,961	9,807	9,679	9,546	9,389	
		燃やせないごみ	t/年	1,484	1,417	1,379	1,371	1,355	1,357	1,345	1,332	1,321	1,308	1,284	
		粗大ごみ	t/年	38	45	57	53	47	51	51	51	51	51	51	
		有害ごみ	t/年	27	27	27	28	24	26	26	26	25	25	25	
		行政回収ごみ量	t/年	11,972	11,868	11,803	11,678	11,696	11,551	11,383	11,216	11,076	10,930	10,749	
	直接搬入	燃やせるごみ	t/年	19	18	17	15	21	21	21	20	20	20	20	
		燃やせるごみ（事業系）	t/年	2,071	1,782	1,983	2,268	2,113	2,092	2,108	2,125	2,140	2,154	2,166	
		燃やせないごみ	t/年	12	13	10	31	22	22	22	22	21	21	21	
		粗大ごみ	t/年	10	17	17	15	28	31	31	31	31	31	31	
		直接搬入ごみ量	t/年	2,113	1,830	2,027	2,329	2,184	2,166	2,182	2,198	2,212	2,226	2,238	
	ごみ排出量	t/年	14,085	13,698	13,830	14,007	13,881	13,717	13,565	13,414	13,288	13,156	12,987		
	資源量	行政回収資源量	古紙・古布類	t/年	1,728	1,893	1,978	2,081	1,985	2,120	2,176	2,205	2,207	2,235	2,230
			びん	t/年	650	626	627	628	633	625	623	622	621	620	618
			かん	t/年	232	216	218	213	218	217	218	218	218	218	218
ペットボトル			t/年	253	251	258	251	253	254	254	254	254	254	253	
容器包装プラスチック			t/年	986	972	993	999	1,015	1,060	1,088	1,116	1,144	1,199	1,224	
牛乳パック			t/年	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	
小型家電			t/年	-	-	1	4	3	5	5	6	6	6	7	
行政回収資源量			t/年	3,864	3,973	4,088	4,188	4,120	4,293	4,376	4,433	4,462	4,544	4,562	
集団回収			紙類	t/年	1,294	1,263	1,127	1,130	1,064	1,058	1,038	1,022	1,008	995	981
			布類	t/年	68	64	60	65	65	63	62	62	62	62	61
		その他	t/年	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15	15	
		集団回収資源量	t/年	1,376	1,341	1,201	1,209	1,143	1,135	1,115	1,099	1,085	1,072	1,057	
資源量		t/年	5,240	5,315	5,289	5,397	5,263	5,428	5,491	5,532	5,547	5,616	5,619		
ごみ・資源量		t/年	19,325	19,013	19,119	19,404	19,143	19,145	19,056	18,946	18,835	18,772	18,606		
資源化率	t/年	27.1%	28.0%	27.7%	27.8%	27.5%	28.4%	28.8%	29.2%	29.4%	29.9%	30.2%			
ごみ排出量	家庭ごみ	燃やせるごみ（行政+直接）	g/人・日	386	385	382	377	379	373	367	361	356	351	346	
		燃やせないごみ（行政+直接）	g/人・日	55	53	51	52	51	51	50	50	49	49	48	
		粗大ごみ（行政+直接）	g/人・日	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	
		有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		家庭ごみ原単位合計	g/人・日	444	441	437	432	434	428	421	415	409	404	398	
	増減※	%						-1.4%	-2.9%	-4.4%	-5.7%	-7.0%	-8.3%		
	資源原単位	古紙・古布類	g/人・日	64	70	73	77	73	78	80	81	81	82	82	
		びん	g/人・日	24	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
		かん	g/人・日	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
		ペットボトル	g/人・日	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	
		容器包装プラスチック	g/人・日	36	36	37	37	37	39	40	41	42	44	45	
		牛乳パック※	g/人・日	0.56	0.55	0.51	0.47	0.47	0.46	0.45	0.44	0.44	0.43	0.43	
		小型家電※	g/人・日	-	-	0.03	0.16	0.12	0.17	0.19	0.21	0.23	0.24	0.25	
		行政回収資源量	g/人・日	143	147	151	154	152	158	161	163	164	167	168	
集団回収		紙類	g/人・日	48	47	42	42	39	39	38	38	37	36	36	
		布類	g/人・日	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	その他	g/人・日	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	集団回収資源物量	g/人・日	51	50	44	45	42	42	41	40	40	39	39		
資源原単位	g/人・日	194	197	195	199	194	200	202	203	204	206	207			
ごみ・資源原単位	g/人・日	637	637	633	631	628	627	623	618	613	610	604			
増減※	%						0.0%	-0.7%	-1.6%	-2.4%	-2.9%	-3.7%			

※「牛乳パック」、「小型家電」は、排出量が少量のため、最小単位を小数点第2位までの表示とする。

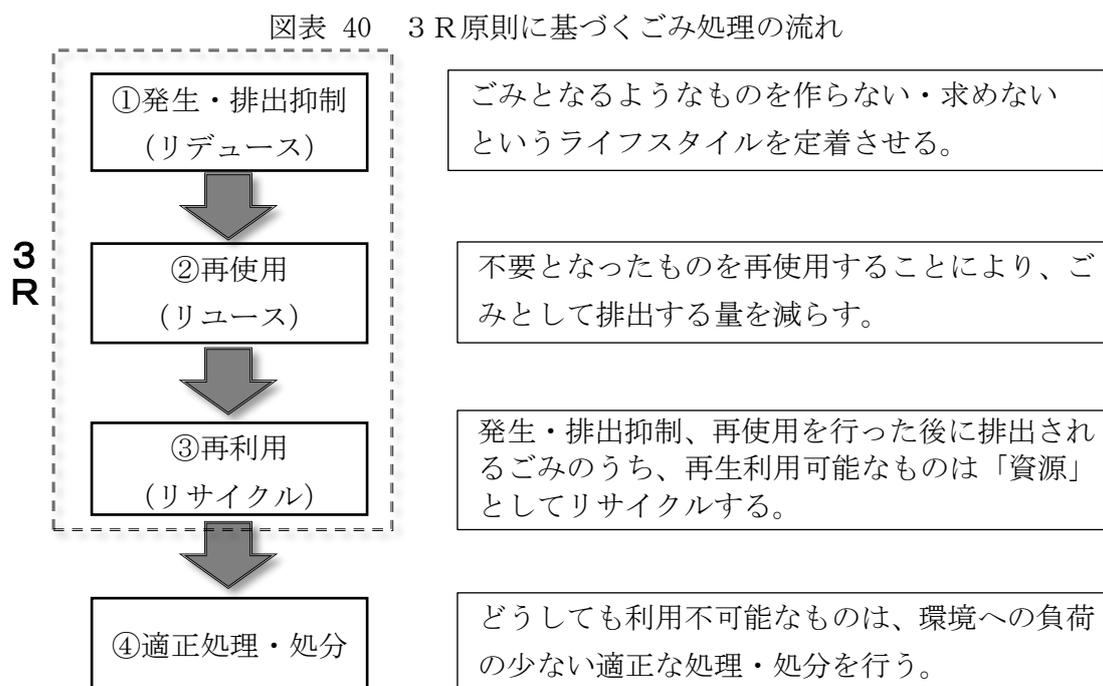
第5章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

本市では、次の基本方針に基づきごみ処理を行うことで、ごみの排出抑制、減量化、資源化を推進し、循環型社会の形成を目指します。

(1) 『3R原則』に基づくごみ処理

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。この際、本市と柳泉園組合の役割分担等を考慮し、本市では排出前の「ごみの減量」を進めることで循環型社会を形成していきます。



(2) 本市の地域特性を踏まえた施策の展開

本市は、都心に近い位置にありながら農地や緑地、街路樹等の緑が豊かであることなど、本市の特性を踏まえたうえで、各種の施策や取り組みを効果的に推進・展開します。

2 減量化・資源化計画

本計画では、本市におけるごみの更なる削減に向けて、以下に示す3つの重点施策により、ごみの減量化・資源化を進めます。

★☆ごみの減量化・資源化に向けた重点施策☆☆★

- 1：ごみを出さないライフスタイルの設計と普及
- 2：ごみ・資源物の分別徹底
- 3：生ごみの減量化・資源化

(1) ごみを出さないライフスタイルの設計と普及

1) 2Rの強化及び5Rの定着

第2期計画では、「3Rから5Rへ」の進展が示され、ごみ減量の推進を行っています。今後も継続して5Rの普及・啓発を行っていく必要があります。本計画では、国の第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げられた、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の取り組みの強化を図り、更なるごみの減量を図ります。

①リデュース（Reduce）：分別徹底等によりごみを出さない

②リユース（Reuse）：使えるものは何度も再使用

③リサイクル（Recycle）：使えなくなったものを原料として再生利用

④リフューズ（Refuse）：過剰包装を断るなど、ごみとなるものを作らない

⑤リペア（Repair）：修理して物を長く使う

2) 意識向上、情報周知

ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、将来的には焼却に頼らないシステムの構築を目指し、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた意識の向上を図ります。

①ごみ処理施設見学会や講演会、出張講座等の機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量活動に対する意識啓発を図ります。

②環境教育・環境学習の一環として、小中学生に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため活動を強化します。

また、市民や事業者に対して日頃から啓発活動や指導を行うほか、環境フェア等のイベントを通して環境学習の場所・機会を整備することにより、ごみ問題への意識の高揚を図ります。

③自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めています。

④広報紙やホームページ、ごみ分別アプリなどあらゆるメディアを活用し、ごみ減量やリサイクルに関する情報発信を積極的に行います。

⑤ごみ量の推移や、目標との評価を毎年度公表し、計画の進捗状況の周知を図り計画推進に向けた意識向上を図ります。

(2) 資源物の分別徹底

1) リサイクルの推進

リサイクルの推進を図るためには、分別の徹底が重要な課題となります。アンケート調査の結果では、「容器包装プラスチック類」、「使用済み小型家電」の分別方法の認知度が低くなっていました。

リサイクルを推進するにあたっては、可燃ごみのうち大きな比率を占める「紙類」、「容器包装プラスチック類」の減量化・資源化が必要となります。

今後は、住民への意識啓発等による資源物の分別徹底を図るため、以下に示す施策・手段により、地域におけるリサイクルを推進します。

- ①資源物の集団回収の活性化を図るため、集合住宅の自治会や管理組合等と協働して、居住者によるリサイクルシステムの構築を推進します。
- ②集積所での資源物（特に古紙）の持ち去りを防止するための対策を強化します。
- ③分別方法の周知を図り、容器包装プラスチック類の分別徹底を推進します。
- ④行政による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル、びん類、缶類等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収等を継続します。
- ⑤不用品交換等によるリサイクルの推進に向けて、消費生活センターにおけるリサイクル活動の拡充を図るとともに、フリーマーケット、バザー等の情報提供を行い、イベントの開催を支援します。
- ⑥使用済み小型家電については、分別方法の周知を強力に推し進めるとともに、回収事業等を通じて、市が主体となり、リサイクルシステムの確立に向けた取組みのさらなる推進を図ります。
- ⑦分別アプリの活用を促進し分別の徹底を図ります。

2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者には許可業者との契約の推進と併せて、分別の徹底を指導します。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底します。

この他、事業系ごみには大量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えられるため、「紙類」の資源化に向けた事業者の意識啓発、事業系古紙の回収ルートの周知・広報を行います。また、CSR（企業の社会的責任・貢献）を念頭に業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業系ごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ります。

(3) 生ごみの減量化・資源化

1) 生ごみの減量・資源化の推進

現在、家庭から排出されるごみの多くを占める「生ごみ」の処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、ごみ処理コストの削減のためにも生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

生ごみの減量化・資源化に向けて、以下に示す取り組みの推進、及び具体的な内容の検討を行います。

- ①食品を必要以上に買い込まない、賞味期限切れの食品の廃棄を無くす、食べ残しをしない等の取り組みにより生ごみを出さないよう意識啓発を推進します。
- ②家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または生ごみ処理機等で水分を除いてからごみとして出すよう意識啓発を推進します。併せて生ごみ減量化処理機器の普及に向けて助成金制度の周知を図ります。
- ③市域全体での生ごみの減量化・資源化に向けて、分別収集のあり方や資源化ルート、施設の整備等について検討を行います。併せて生ごみからの生成資源の利用先を確保し、地域における生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討します。

2) 事業系の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、排出量が多く恒常的に排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴である。事業系の生ごみの資源化の推進に向けて、業界団体や商工団体等との連携・協働のもとで事業者、より一層の協力を求めます。

3 収集・運搬計画

(1) 効率的な収集・運搬体制の整備

1) ごみ集積所の維持・管理の適正化

不法投棄の防止や鳥獣による被害の防止の観点から、ごみ集積所の美観の維持や衛生面の確保について、市民に対し維持管理の理解と協力を求めます。

2) 戸別収集の実施

家庭ごみの収集・運搬は、当面は現行同様としますが、ごみ減量化や分別の徹底及びサービスの向上の観点から、戸別収集への移行について具体的に検討します。

戸別収集の検討にあたっては、効率的な収集ルート選定や、車両の配置を検討するほか、収集頻度等についても、適切な収集・運搬体制を構築するための検討を行い、そのうえで実行計画を策定します。

3) 資源物の持ち去りに対する対策の強化

本市では持ち去り防止対策として、「清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部を改正し、平成24年4月から施行しており、また、GPS機器を用いた追跡調査や、市内循環パトロールを実施するなどの対策を行っています。今後もこれらの対策を継続して実施していくとともに、地域住民や収集・運搬業者等と被害状況の情報交換を行い、適切な対策を検討します。

4) ごみ処理手数料の見直し

現在、有料指定ごみ袋によるごみ処理手数料の徴収は平成13年度に導入して以来、改定を行っていません。今後、減量化、資源化を推進するとともに、収集運搬の効率化を図り費用等の算出根拠を明確にしたうえで、戸別収集に併せて実行計画を策定します。

(2) ごみ収集における住民サービスの向上

1) 収集サービスの向上

家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集・運搬は、今後も引き続き民間業者への委託により実施します。民間委託は、経済性・効率性の面からは望ましい体制と考えられますが、住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行います。また、収集・運搬業者に対し環境・衛生への配慮を促す等の適正な指導を行います。

2) 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展などに対応するため、戸別収集の検討に加え、高齢者や障害者で自宅内からごみや資源物を持ち出すことが困難な方を対象として行っている「ふれあい収集」について引き続き、実情にあった認定を行います。

3) 清掃行政のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

(3) 指導の充実

1) 排出マナー指導の徹底

排出マナーを守らない地域や住居に対しては直接指導を行います。

また、廃棄物減量等推進員などを活用し、立会いによるマナー徹底のための協力要請を行います。

2) 集合住宅への排出マナー指導

排出ルールの守られにくい集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底するための協力を要請するなどの措置を講じます。あわせて、自治会等地域団体の協力のもと、集合住宅居住者の排出ルール向上に向けたPRや指導を展開していきます。

3) 事業系ごみの分別の推進

事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集・運搬とします。

小規模排出事業者に対しては、行政として排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、市の収集への排出から許可業者への転換を推進します。

4 ごみの適正処理計画

(1) 中間処理計画

今後も東久留米市、西東京市と柳泉園組合で共同処理を行います。

また、共同処理を行うにあたって、安全かつ適正に処理し、循環型社会に向けて連携を図ります。

(2) 最終処分計画

柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残渣については、今後も民間業者に搬入しRPF（固形燃料化）等の原料として使用します。

焼却残渣についても、継続して東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設でエコセメントの原料として使用します。

以上の取り組みにより、今後も埋立処分量ゼロを継続していくこととします。

5 施設整備計画

(1) ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）

柳泉園組合の所有するごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）は、平成12年11月より稼動しており、平成28年度現在、稼動開始から16年が経過しました。本施設の運営に際しては、定期的な点検補修や必要に応じた部品交換等を行っており、設備面では特に大きな問題は生じていません。

今後は、現在、手続きを進めている「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」に基づき、基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理を行うこととします。

(2) 粗大ごみ処理施設

柳泉園組合の所有する粗大ごみ処理施設は、平成28年度現在、竣工から40年以上、破砕装置の改造からみても30年以上を経過しており、老朽化等の影響から数多くの運転管理上の問題が発生しています。

施設の更新にあたっては、3市から組合に搬入される不燃ごみと粗大ごみの量や組成を確認し、新規施設の適切な規模、処理方法、整備時期等を3市及び組合で協議・決定し、その基本的方向を明らかにします。

(3) リサイクルセンター

柳泉園組合の所有するリサイクルセンターは、平成28年度現在、竣工から約20年を経過しましたが、処理能力上、特に問題は発生していません。また、最近では構成市が独自のルートでリサイクルする資源物も増えてきており、リサイクルセンターにかかる処理負荷は減少すると考えられます。

このため、計画期間中は現行のリサイクルセンターをそのまま継続利用し、設備面での増設等も行わないこととします。

第6章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、未だに汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯があります。

このため、公共下水道への接続を促進することを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。また、し尿処理事業は、今後確実に規模を縮小することを念頭に置き、適正かつ合理的な事業を継続・維持していくこととします。

2 目標年次

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間とし、今回は第3期計画として平成29年度から平成33年度までの5年間の計画とします。

3 計画目標

生活排水は全量を公共下水道で処理することを目指します。

4 生活排水の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を以下に示します。

公共下水道の普及率は約100%で推移しており、市域ではほぼ全域に下水道が普及しています。

図表 41 下水道普及率

区 分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
行政区域人口 [A]	人	73,974	74,062	74,010	74,247	74,266
処理区域人口 [B]	人	73,928	74,024	73,979	74,224	74,252
水洗便所設置済人口	人	72,951	73,382	73,381	73,641	73,735
普及率 [B/A]	%	99.94	99.94	99.95	99.96	99.98

注：各年度末現在の人口を示す。

資料：都市整備部下水道課

(2) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移を以下に示します。

非水洗化人口及び浄化槽人口は緩やかに減少し続けています。市域での浄化槽の利用状況をみると、合併処理浄化槽の利用はなく、単独処理浄化槽のみの利用となっています。

図表 42 処理形態別人口の推移

単位：人

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口	73,701	74,231	74,080	74,099	74,320
非水洗化人口	70	70	64	62	58
計画収集人口	70	70	64	62	58
自家処理人口	0	0	0	0	0
水洗化人口	73,631	74,161	74,016	74,037	74,262
公共下水道人口	73,062	73,589	73,482	73,510	73,803
浄化槽人口	569	572	534	527	459
合併処理浄化槽人口	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	569	572	534	527	459

資料：都市整備部ごみ減量推進課

(3) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の柳泉園組合への搬入量は減少傾向で推移しています。

図表 43 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

単位：kℓ/年

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
し尿	203	169	158	167	165
浄化槽汚泥	161	133	147	111	113
合 計	364	302	305	278	278

資料：都市整備部ごみ減量推進課

(4) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が月に1回収集し、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集運搬しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行っています。

(5) 処理方法

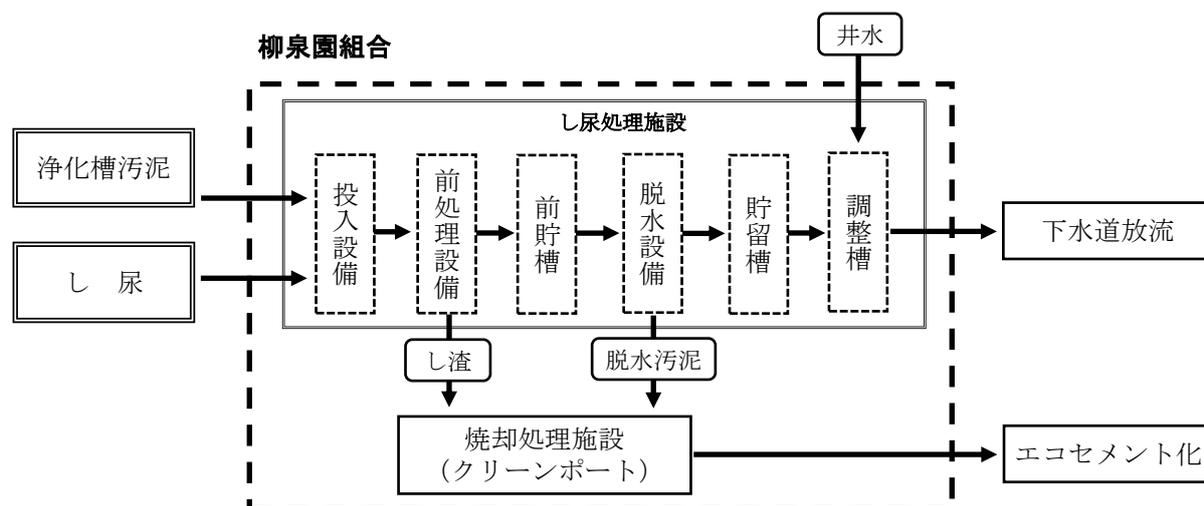
柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流しています。前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内のクリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

柳泉園組合し尿処理施設の概要、及び処理フローを以下に示します。

図表 44 し尿処理施設概要

区 分	内 容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里4-3-10
建設年月	着工：平成7年6月 竣工：平成8年3月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35 kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

図表 45 し尿処理フロー



(6) 生活排水処理の課題

公共下水道がほぼ100%普及しているため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲み取り世帯での公共下水道への接続を促進する必要があります。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処

理施設での処理量も減少していますが、処理施設の規模は従来のものであり、処理単価が上昇しています。

5 生活排水排出量の予測

し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量は、将来計画収集人口・浄化槽人口の減少に伴い、いずれも減少傾向で推移すると予測しました。

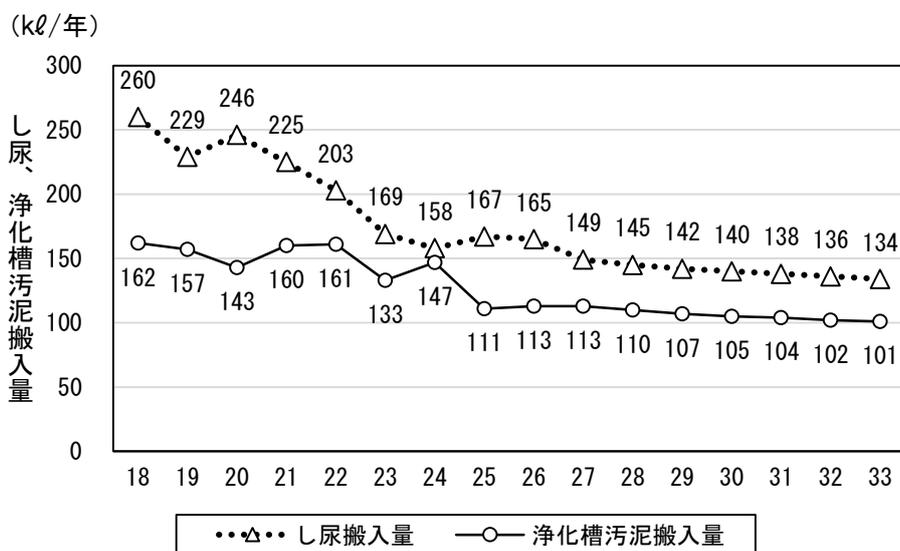
し尿搬入量は、平成26年度は165kℓ/年ですが、平成33年度は134kℓ/年（平成26年度から19.2%減少）と推計されました。

浄化槽汚泥搬入量は、平成26年度は113kℓ/年であるが、平成33年度は101kℓ/年（平成26年度から10.6%減少）と推計されました。

図表 46 生活排水排出量の予測結果

項目	単位	平成 年度															
		実績値										推計値					
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
計画収集人口	人	166	161	150	149	70	70	64	62	58	57	56	55	54	53	52	52
し尿搬入量	kℓ/年	260	229	246	225	203	169	158	167	165	149	145	142	140	138	136	134
浄化槽人口	人	1,006	946	931	904	569	572	534	527	459	466	455	445	437	430	424	418
浄化槽汚泥搬入量	kℓ/年	162	157	143	160	161	133	147	111	113	113	110	107	105	104	102	101

図表 47 生活排水排出量の推移



6 生活排水の適正処理計画

(1) 基本方針

公共下水道がほぼ100%普及しているため、生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存する汲み取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していくこととします。

(2) 収集・運搬計画

今後も収集運搬は業者に委託して行います。将来的に収集先は減少すると予想されるため、効率的な収集システムの構築を検討することとします。

(3) 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少しているものの、計画期間内にはゼロにはならないため、し尿処理施設での処理は必要となります。このため、中間処理、最終処分は今後も柳泉園組合で継続して行うこととします。

(4) 施設整備計画

組合構成3市（本市、東久留米市、西東京市）から柳泉園組合へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しており、現在の施設では規模が大きく、非効率になりつつあります。今後、効率的な処理を行うため、施設のあり方について検討します。

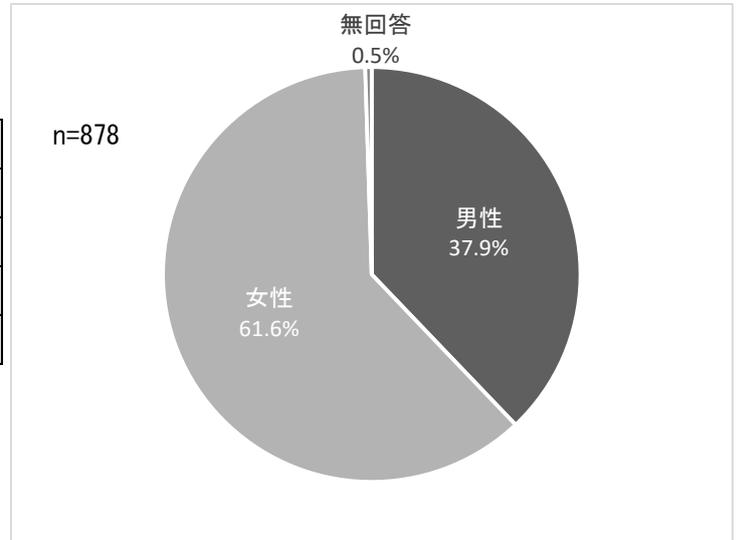
資料編

1 アンケート調査結果

(1) 回答者の属性

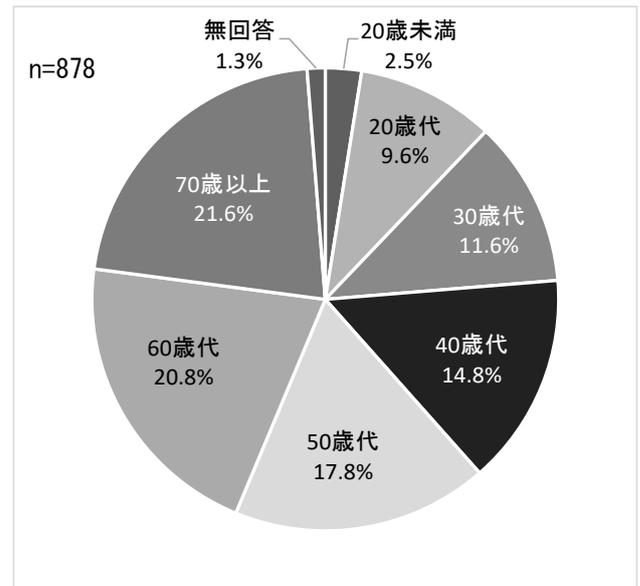
1) 性別

項目	回答数	回答比率
男性	333	37.9%
女性	541	61.6%
無回答	4	0.5%
全体	878	100.0%



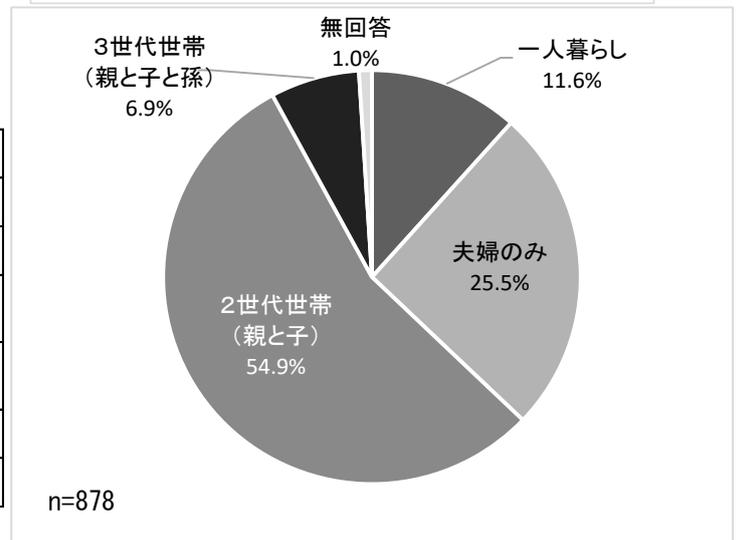
2) 年齢

項目	回答数	回答比率
20歳未満	22	2.5%
20歳代	84	9.6%
30歳代	102	11.6%
40歳代	130	14.8%
50歳代	156	17.8%
60歳代	183	20.8%
70歳以上	190	21.6%
無回答	11	1.3%
全体	878	100.0%



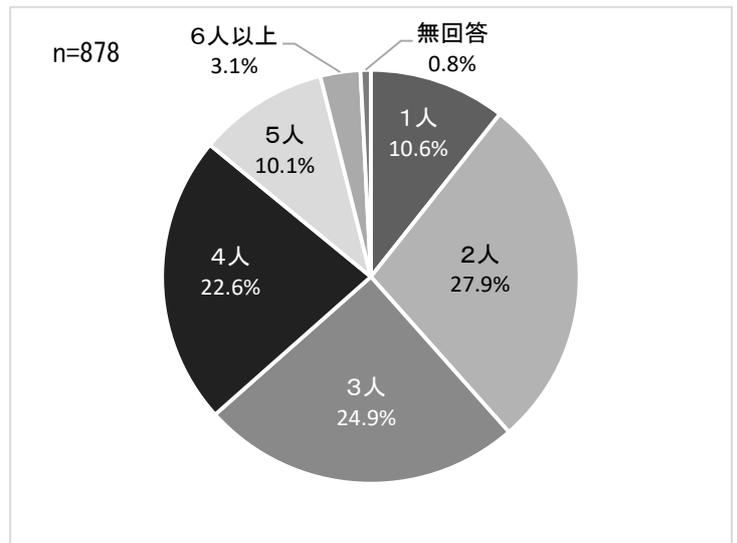
3) 世帯構成

項目	回答数	回答比率
一人暮らし	102	11.6%
夫婦のみ	224	25.5%
2世代世帯 (親と子)	482	54.9%
3世代世帯 (親と子と孫)	61	6.9%
無回答	9	1.0%
全体	878	100.0%



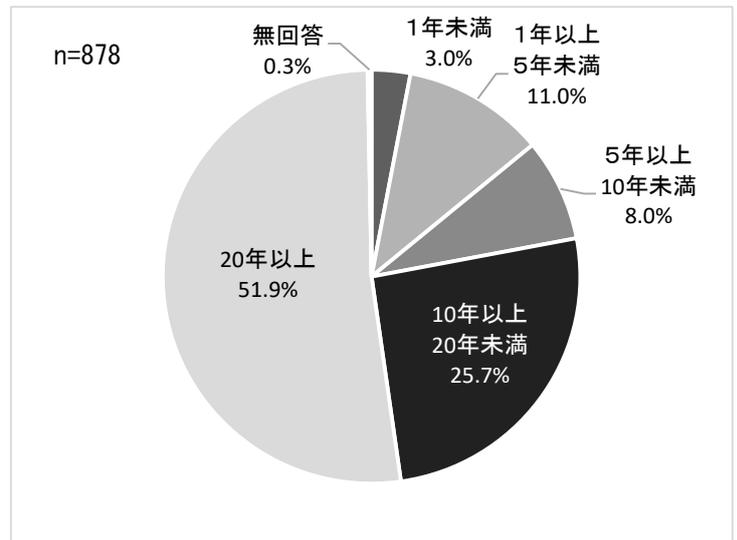
4) 世帯人数

項目	回答数	回答比率
1人	93	10.6%
2人	245	27.9%
3人	219	24.9%
4人	198	22.6%
5人	89	10.1%
6人以上	27	3.1%
無回答	7	0.8%
全体	878	100.0%



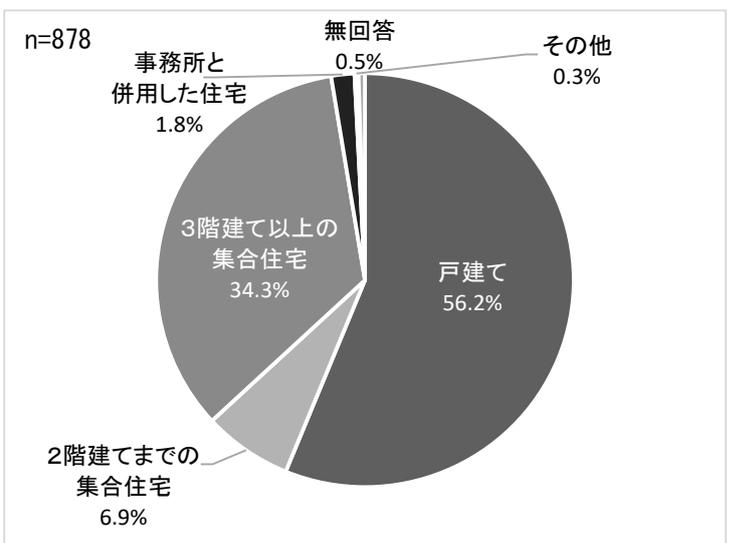
5) 居住年数

項目	回答数	回答比率
1年未満	26	3.0%
1年以上 5年未満	97	11.0%
5年以上 10年未満	70	8.0%
10年以上 20年未満	226	25.7%
20年以上	456	51.9%
無回答	3	0.3%
全体	878	100.0%



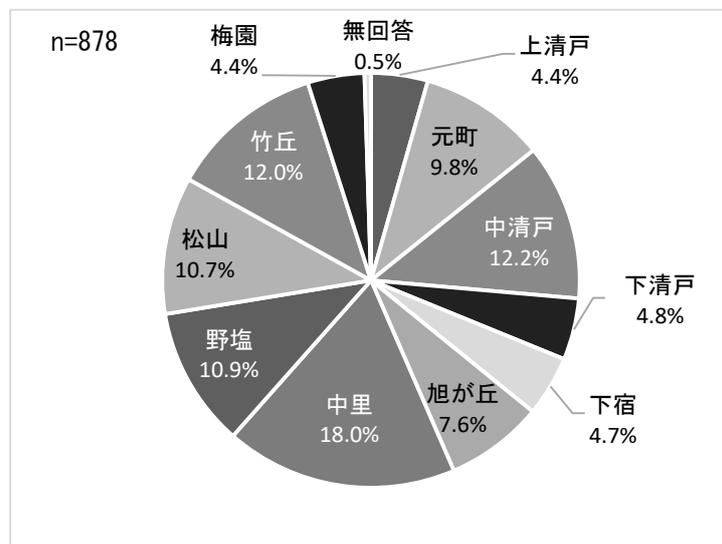
6) 住居形態

項目	回答数	回答比率
戸建て	493	56.2%
2階建てまでの 集合住宅	61	6.9%
3階建て以上の 集合住宅	301	34.3%
事務所と 併用した住宅	16	1.8%
その他	3	0.3%
無回答	4	0.5%
全体	878	100.0%



7) 居住地区

項目	回答数	回答比率
上清戸	39	4.4%
元町	86	9.8%
中清戸	107	12.2%
下清戸	42	4.8%
下宿	41	4.7%
旭が丘	67	7.6%
中里	158	18.0%
野塩	96	10.9%
松山	94	10.7%
竹丘	105	12.0%
梅園	39	4.4%
無回答	4	0.5%
全体	878	100.0%

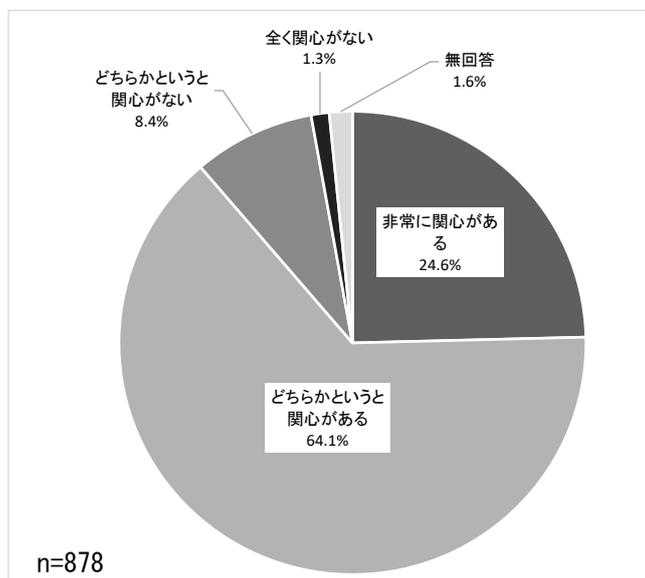


(2) 調査結果

1) ごみの減量やリサイクルについて

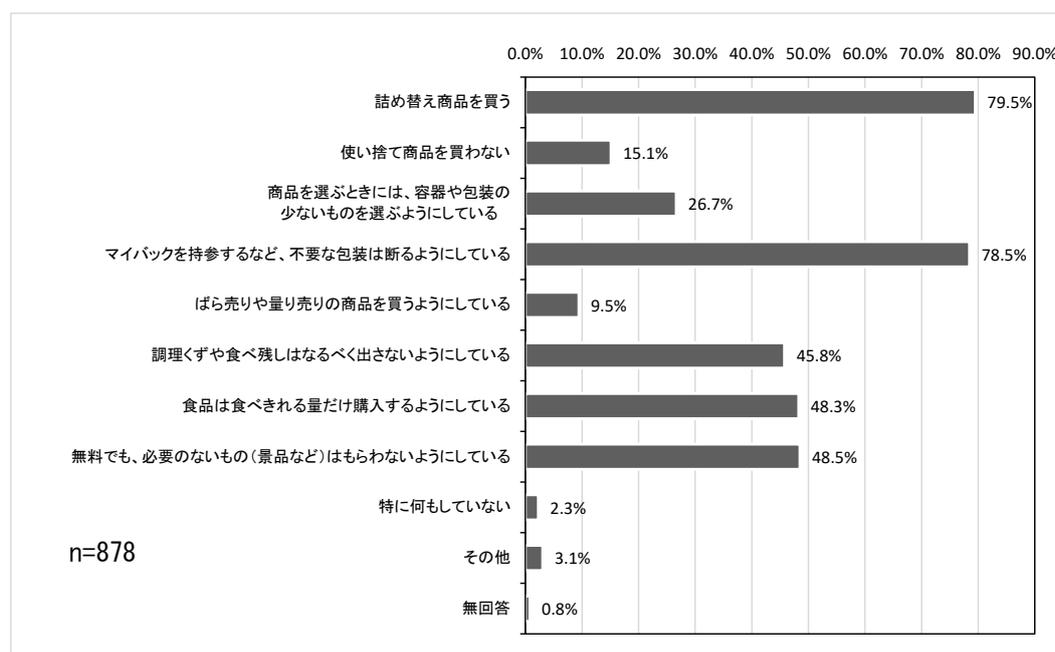
問8 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか (○はひとつ)

ごみの減量や分別、リサイクルについての関心の度合いは、「非常に関心がある」(24.6%)と「どちらかというに関心がある」(64.1%)を合わせた『関心がある』は、概ね9割の方がごみの減量や分別、リサイクルに関心を持っている結果となっています。



問9 ごみの発生抑制 (リデュース (Reduce)) の取り組みについて、あなたが行っていることをお答えください。(○はいくつでも)

発生抑制の取り組みでは、「詰め替え商品を買う」(79.5%)、「マイバックを持参するなど、不要な包装は断るようにしている」(78.5%)が約8割の方が実行しており、また、「特に何もしていない」と答えた方は2.3%に過ぎず、ほとんどの市民が発生抑制に何らかの取り組みを行っている結果となっています。

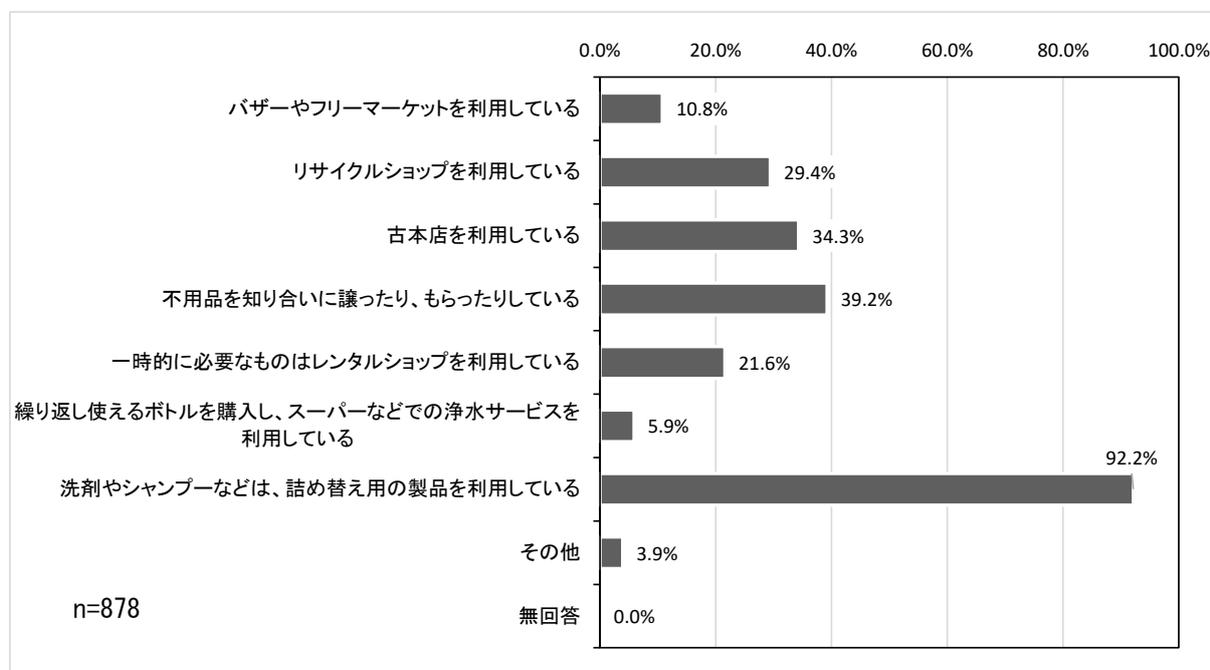


問10 再利用（リユース（Reuse））の取り組みについて、あなたが行っていることをお答えください。（〇はいくつでも）

再利用の取り組みについては、9割以上の方が「洗剤やシャンプーなどは、詰め替え用の製品を利用している」と回答しており、詰め替え製品の利用は生活の中に充分浸透しているといえます。

また、「不用品を知り合いに譲ったり、もらったりしている」（39.2%）、「古本店を利用している」（34.3%）、「リサイクルショップを利用している」（29.4%）などの再利用の取り組みも3割から4割の方の回答があり、再利用の取り組みへは一定程度の理解は得られていると考えられます。

今後は、不用品交換の情報提供の拡充や、リサイクルショップなどの店舗紹介など、情報発信の強化を図り、市民の身近なところから再利用の促進を図る必要があります。

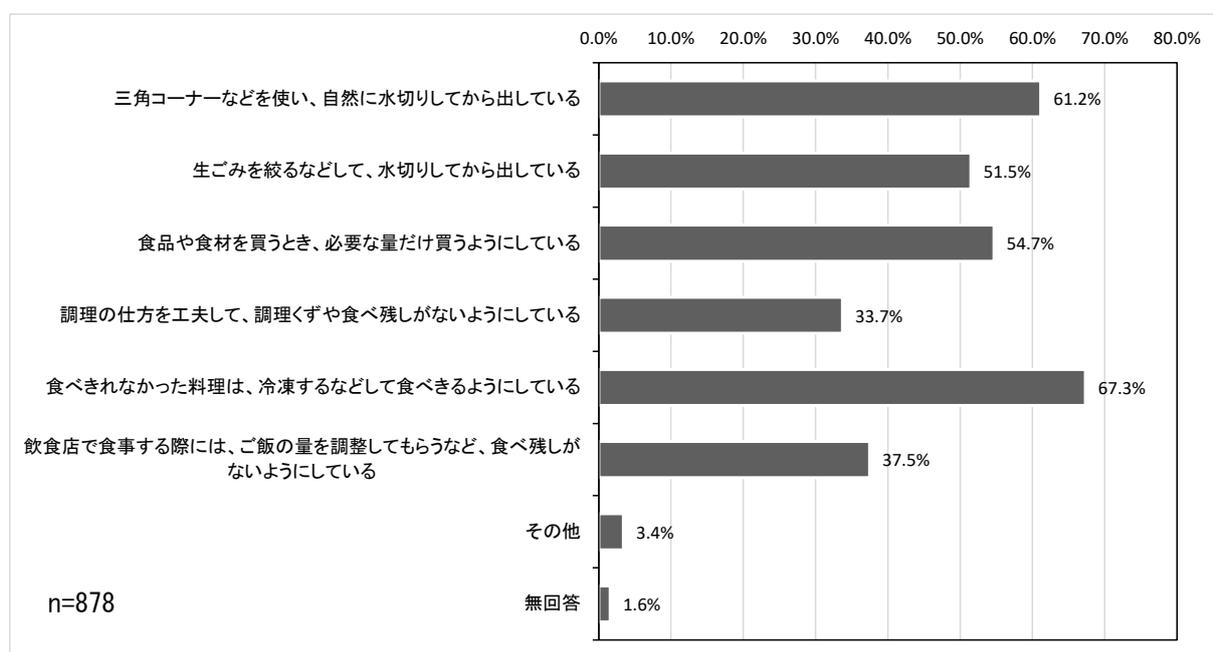


2) 生ごみの減量やリサイクルについて

問11 生ごみの減量の取り組みについて、あなたが行っていることをお答えください。
(〇はいくつでも)

生ごみの減量の取り組みは、「食べきれなかった料理は、冷凍するなどして食べきるようにしている」(67.3%)が7割近くで最も多く、次いで「三角コーナーなどを使い、自然に水切りしてから出している」(61.2%)が約6割、「食品や食材を買うとき、必要な量だけ買うようにしている」(54.7%)が5割半ばとなっています。

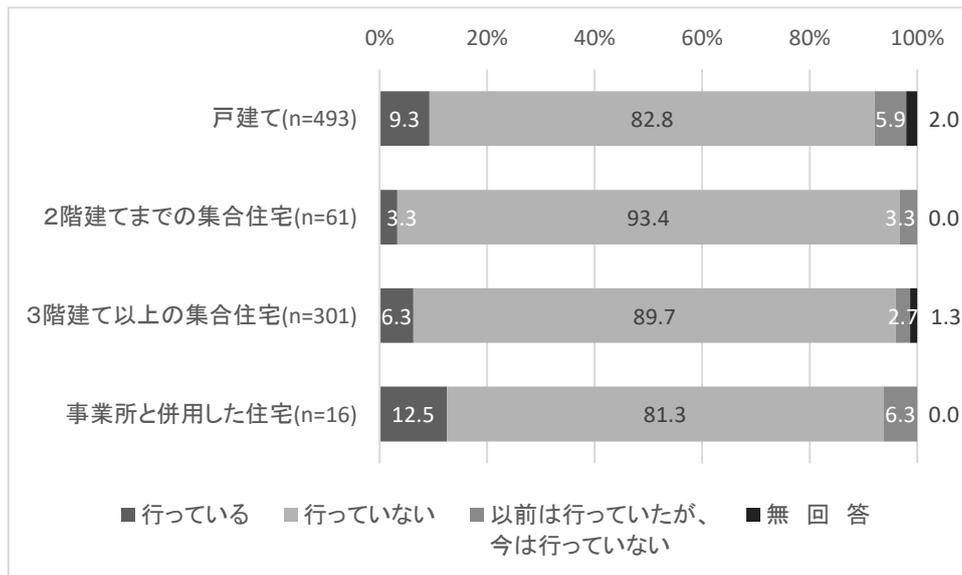
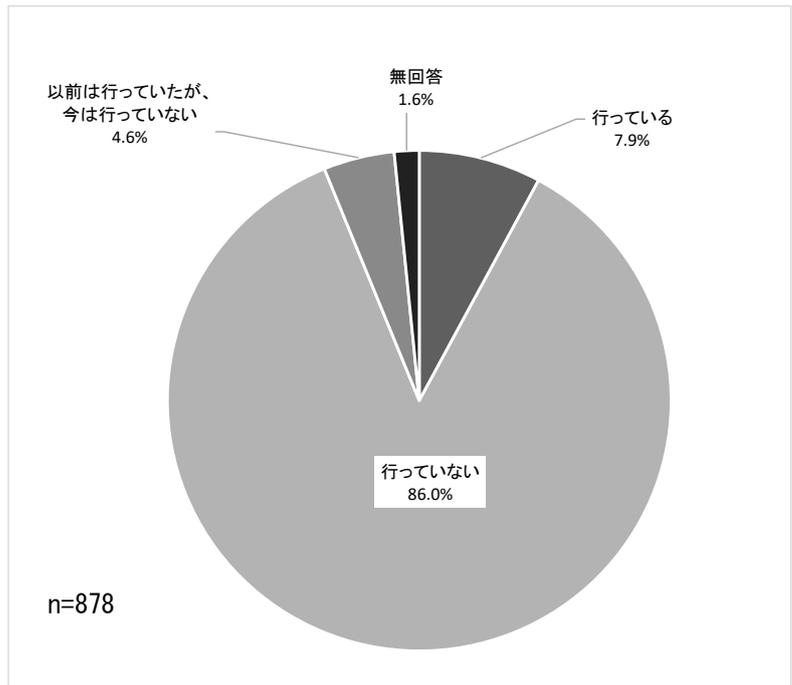
その他としては、「野菜の外葉などは天日で干してすてる」、「生ごみを新聞紙の上などで乾燥させてすてる」などの意見がありました。



問12 生ごみの自家処理やリサイクルを行っていますか。(〇はひとつ)

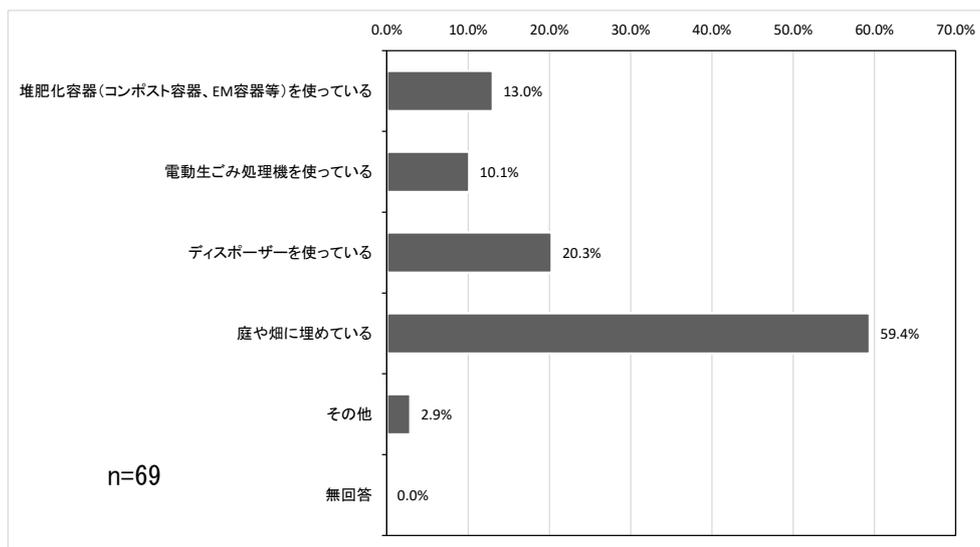
生ごみの自家処理については、「行っている」(7.9%)が1割未満であり、「行っていない」(86.0%)と「以前は行っていたが今は行っていない」(4.6%)を合わせると約9割の方が生ごみの自家処理を行っていない結果となっている。

住居形態別で見ると、生ごみの自家処理やリサイクルを行っている方は、「2階建てまでの集合住宅」(3.3%)、「3階建て以上の集合住宅」に比較して、「戸建て」(9.3%)が多くなっています。



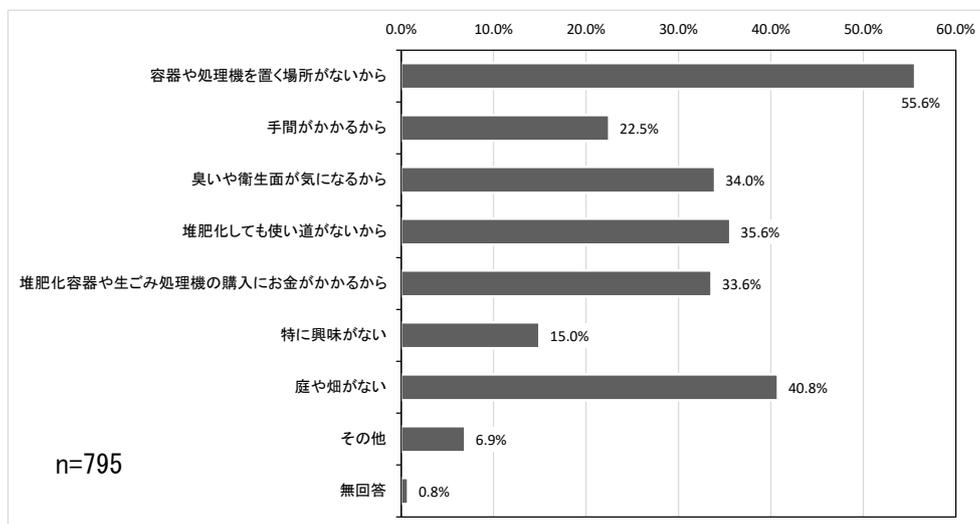
問 1 3 生ごみの自家処理やリサイクルの方法は何ですか。(〇はいくつでも)

問 1 2 で「行っている」と回答された方の生ごみの自家処理やリサイクルの方法は、「庭や畑に埋めている」(59.4%) が最も多く、次いで「デスポーザーを使っている」(20.3%)、「堆肥化容器(コンポスト容器、EM 容器等)を使っている」(13.0%)、「電動生ごみ処理機を使っている」(10.1%) の順となっています。



問 1 4 生ごみの自家処理やリサイクルを行っていない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

問 1 2 で「行っていない」又は「以前は行っていたが、今は行っていない」と回答された方の理由は、「容器や処理機を置く場所がないから」(55.6%) が最も多く、次いで「庭や畑がない」(40.8%)、「堆肥化しても使い道がないから」(35.6%)、「臭いや衛生面が気になるから」(34.0%)、「堆肥化容器や生ごみ処理機の購入にお金がかかるから」(33.6%) となっています。



3) ふだんのごみの出し方について

問15 普段のごみの排出方法についてご質問いたします。以下に示す品目について、普段どのように排出していますか。(それぞれの品目について日頃行っている出し方1つに○をつけてください)

品目	排出方法	全 体	市の燃やせ ないごみ 収集		市の燃やせ ないごみ 収集		市 の資源 物集積 所	集 合住 宅の 保管 場所	専 用 ボ ン ク ス 等 に よ る 拠 点 回 収	販 売 店 な ど の 回 収 (新 聞 ・ 酒 屋 ・ 廃 乾 電 池 等)	ス ー パ ー な ど の 店 頭 回 収	町 会 、 自 治 会 の 集 団 回 収	業 者 の 廃 品 回 収	無 回 答	上段：実数	下段：%	
			(決 め ら れ た 集 積 所)	(決 め ら れ た 集 積 所)	(資 源 物 集 積 所)	288 32.8%									259 29.5%	市 の 排 出 マ ニ ュ ア ル に 示 さ れ た 方 法	
紙類	新聞紙・チラシ	878	66	2	259	47	1	288	0	51	99	65					
		100.0%	7.5%	0.2%	29.5%	5.4%	0.1%	32.8%	0.0%	5.8%	11.3%	7.4%					
	雑誌・雑紙※1	878	59	8	541	66	1	23	1	62	53	64					
		100.0%	6.7%	0.9%	61.6%	7.5%	0.1%	2.6%	0.1%	7.1%	6.0%	7.3%					
ダンボール		878	48	10	573	69	3	5	1	62	49	58					
		100.0%	5.5%	1.1%	65.3%	7.9%	0.3%	0.6%	0.1%	7.1%	5.6%	6.6%					
牛乳パック		878	157	2	183	47	47	20	257	27	40	98					
		100.0%	17.9%	0.2%	20.8%	5.4%	5.4%	2.3%	29.3%	3.1%	4.6%	11.2%					
布類		878	103	17	523	63	1	0	1	40	35	95					
		100.0%	11.7%	1.9%	59.6%	7.2%	0.1%	0.0%	0.1%	4.6%	4.0%	10.8%					
びん		878	11	58	610	65	49	1	0	9	3	72					
		100.0%	1.3%	6.6%	69.5%	7.4%	5.6%	0.1%	0.0%	1.0%	0.3%	8.2%					
かん	スチールかん	878	12	60	621	66	51	0	2	11	4	51					
		100.0%	1.4%	6.8%	70.7%	7.5%	5.8%	0.0%	0.2%	1.3%	0.5%	5.8%					
アルミかん		878	12	56	595	67	50	0	3	29	9	57					
		100.0%	1.4%	6.4%	67.8%	7.6%	5.7%	0.0%	0.3%	3.3%	1.0%	6.5%					
ペットボトル		878	10	32	439	76	210	1	47	7	1	55					
		100.0%	1.1%	3.6%	50.0%	8.7%	23.9%	0.1%	5.4%	0.8%	0.1%	6.3%					
容器包装 プラスチック	ボトル類※2	878	26	334	329	64	26	0	7	3	0	89					
		100.0%	3.0%	38.0%	37.5%	7.3%	3.0%	0.0%	0.8%	0.3%	0.0%	10.1%					
	カップ・パック類※3	878	34	313	340	58	12	2	25	4	1	89					
		100.0%	3.9%	35.6%	38.7%	6.6%	1.4%	0.2%	2.8%	0.5%	0.1%	10.1%					
	トレイ類※4	878	32	246	294	52	14	4	153	2	2	79					
	100.0%	3.6%	28.0%	33.5%	5.9%	1.6%	0.5%	17.4%	0.2%	0.2%	9.0%						
ポリ袋・ラップ類※5	878	63	343	312	57	7	0	5	2	2	87						
	100.0%	7.2%	39.1%	35.5%	6.5%	0.8%	0.0%	0.6%	0.2%	0.2%	9.9%						
その他※6	878	28	280	264	52	14	1	9	6	0	224						
	100.0%	3.2%	31.9%	30.1%	5.9%	1.6%	0.1%	1.0%	0.7%	0.0%	25.5%						
乾電池・ボタン電池		878	11	52	198	58	468	19	4	9	0	59					
		100.0%	1.3%	5.9%	22.6%	6.6%	53.3%	2.2%	0.5%	1.0%	0.0%	6.7%					
蛍光管・体温計など		878	11	62	194	57	471	11	2	9	0	61					
		100.0%	1.3%	7.1%	22.1%	6.5%	53.6%	1.3%	0.2%	1.0%	0.0%	6.9%					
使用済み小型家電※7		878	10	276	178	38	91	43	13	8	102	119					
		100.0%	1.1%	31.4%	20.3%	4.3%	10.4%	4.9%	1.5%	0.9%	11.6%	13.6%					

※1：雑誌・雑紙（週刊誌・月刊誌、菓子箱、ティッシュ箱、包装紙、葉書、封筒、メモ用紙）
 ※2：ボトル類（洗剤、シャンプー、リンス、ドレッシング、乳酸菌飲料の容器など）
 ※3：カップ・パック類（カップ麺、プリン、ゼリー、ヨーグルトの容器、卵のパックなどの容器）
 ※4：トレイ類（お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ、お菓子・カレー等の仕切りトレイ）
 ※5：ポリ袋・ラップ類（インスタント食品・冷凍食品などの袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップ麺等の外装フィルム、洗剤・シャンプー・リンスの詰替用の袋など）
 ※6：その他（ペットボトルのラベル・フタ、家電製品などの商品を守る発泡スチロールなど）
 ※7：使用済み小型家電（ACアダプタ、ICレコーダー、携帯型CD・MDプレイヤー、デジタルオーディオプレイヤー、カメラ、携帯型・据置型ゲーム機、電気かみそり、電卓、電子体温計など）

品目別で第1位の選択肢が市の排出マニュアルに示された方法と合致している品目は、「雑誌・雑紙」(61.6%)、「ダンボール」(65.3%)、「布類」(59.6%)、「びん」(69.5%)、「スチールかん」(70.7%)、「アルミかん」(67.8%)、「カップ・パック類」(38.7%)、「トレイ類」(33.5%)、「乾電池・ボタン電池」(53.3%)及び「蛍光管・体温計など」(53.6%)の10品目となっています。このうち容器包装プラスチックの「カップ・パック類」、「トレイ類」を除いた8品目は回答比率が50%を超えており、分別の周知は概ね図られていると考えられます。

容器包装プラスチックについては、5品目ともに『市の燃やせないごみ』と『市の資源回収』に回答が分かれており、資源としての意識付けが十分には図られていない結果となっています。

「新聞紙・チラシ」については、『販売店などの回収』(32.8%)が最も多く、ついで『市の資源回収』(29.5%)、『業者の廃品回収』(11.3%)となっており、また、『町会、自治会の集団回収』(5.8%)、『集合住宅の保管場所』(5.4%)を加えると84.5%となり、市の排出マニュアルに示された方法以外にも、適切な排出方法があり、これらの方法で排出されていることから資源として適切に排出されている結果となっています。

「牛乳パック」については市の排出マニュアルに示された方法である『専用ボックス等による拠点回収』(5.4%)が非常に低い回答比率となっています。回答比率は『スーパーなどの店頭回収』(29.3%)が最も多く、次いで『市の資源回収』(20.8%)となっており、排出方法として適正な他の選択肢があることと、資源として認識はされているものの、市の回収方法の周知が十分図られていないと考えられます。また、『市の燃やせるごみ収集』(17.9%)の回答も多くなっており、これは洗浄や乾燥、切り開いたりする手間の煩わしさも原因となっていると考えられます。

「ペットボトル」については、『市の資源回収』と回答された方が50.0%となっており、市の排出マニュアルに示された方法である『専用ボックス等による拠点回収』(23.9%)を大きく上回っており、周知が十分に図られていない結果となっています。

「使用済み小型家電」については『市の燃やせないごみ』(31.4%)が最も多く、次いで『市の資源回収』(20.3%)となっており、新たに追加された資源回収品目ではありますが、周知が十分には図られていない結果となっています。

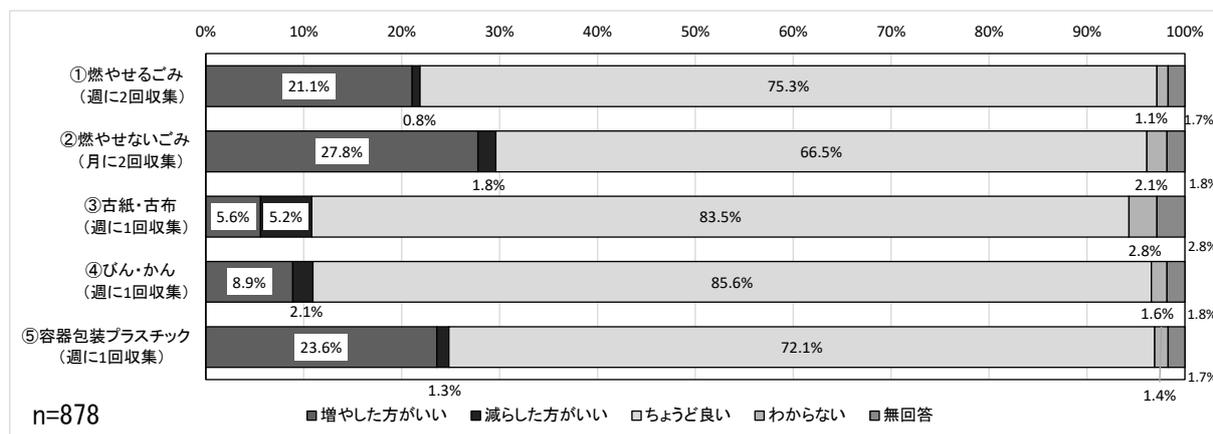
問16 ごみ・資源の収集回数（頻度）についてどう思いますか。
 （ごみ・資源の種類ごとにあてはまる番号1つに○をつけてください）

「燃やせるごみ」は、週2回の回収で「ちょうど良い」（75.3%）と回答された方が7割半ばであり、「増やした方がいい」（21.1%）と回答された方は2割を超えています。

「燃やせないごみ」は、月2回の収集で「ちょうど良い」（66.5%）と回答された方が6割半ばとなっていますが、「増やした方がいい」（27.8%）と回答された方も3割近くとなっています。

「古紙・古布」及び「びん・かん」は、週1回の収集で「ちょうど良い」と回答された方がそれぞれ83.5%、85.6%と8割を超えています。

「容器包装プラスチック」は、週1回の回収で「ちょうど良い」（72.1%）と回答された方が7割を超えています。また、「増やした方がいい」（23.6%）と回答された方も2割を超えています。

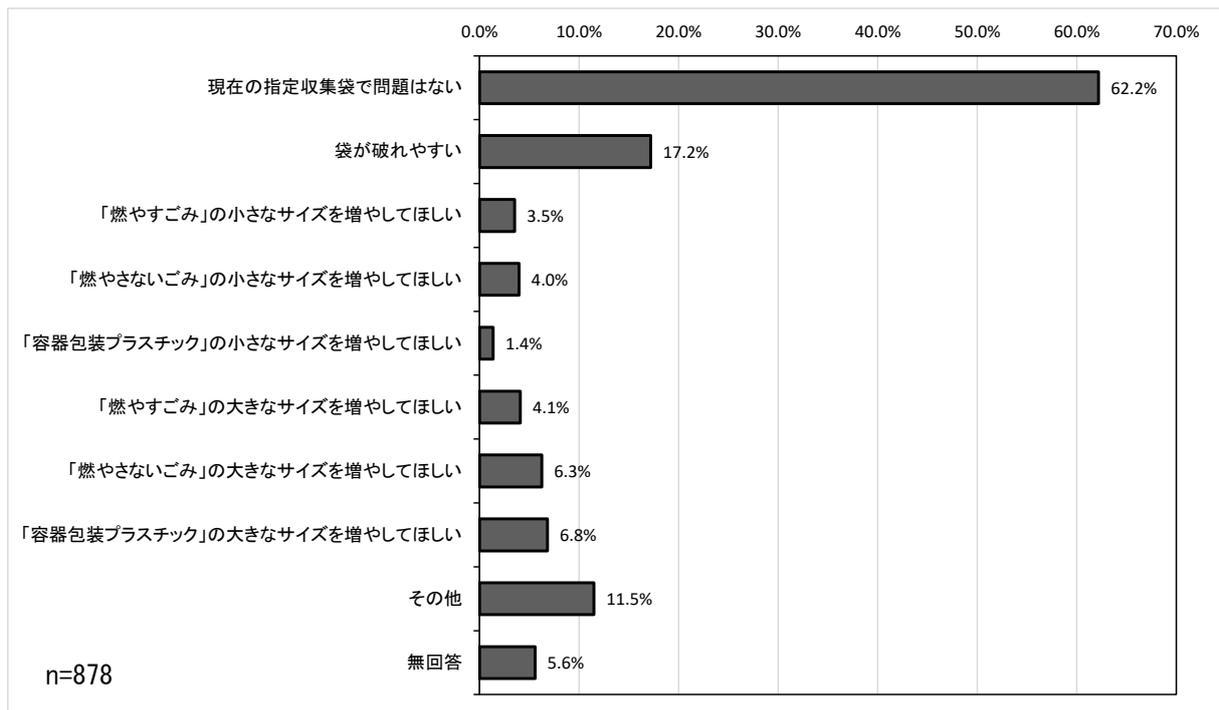


問17 指定ごみ袋について、あなたの考えをお聞かせください。(〇はいくつでも)

指定ごみ袋については、「現在の指定収集袋で問題はない」(62.2%)と回答された方が、6割を超えています。

一方、「袋が破れやすい」(17.2%)と回答された方が2割近くとなっています。

その他では、「料金が高い」、「指定袋を廃止して欲しい」、「袋を取り出しにくいためロール状や折りたたむなど取り出しやすい形状にして欲しい」、「カラス対策のため袋の色を黄色などに変えて欲しい」、「10枚単位でなくばら売りにして欲しい」などの意見がありました。

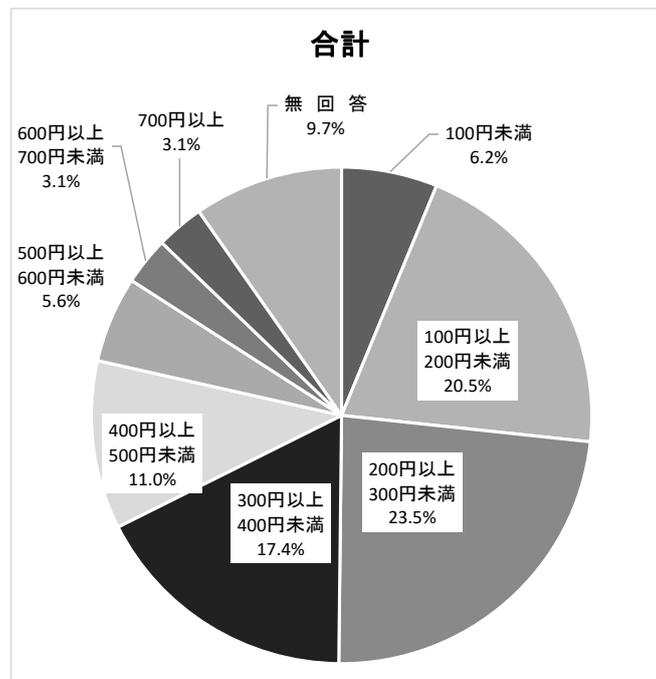
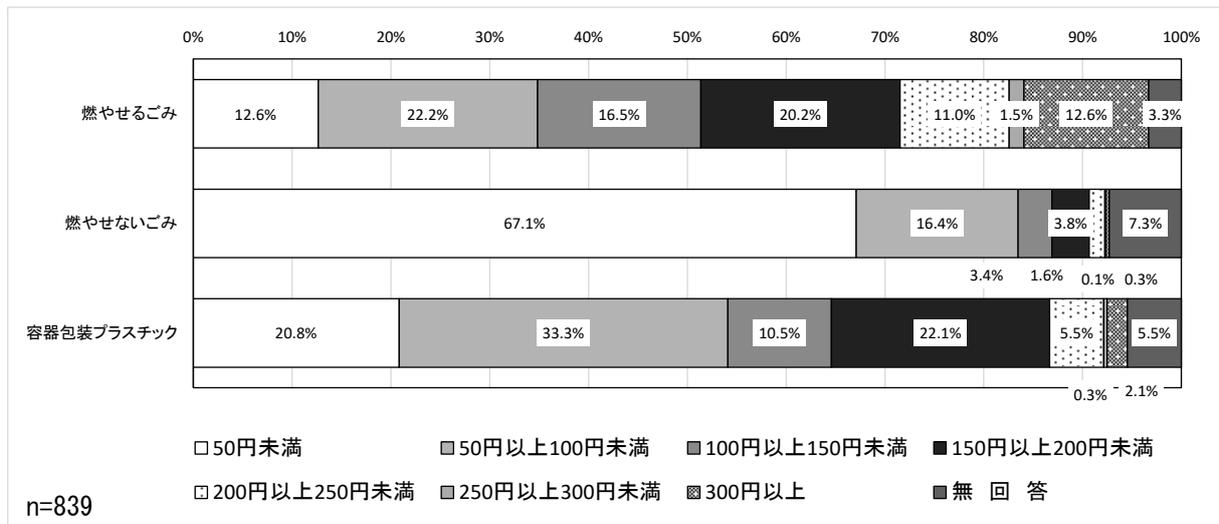


問18 1ヶ月に使う指定収集袋の枚数についてお答えください。
 ごみや資源の種類ごとにそれぞれ枚数を記入してください。

回答をいただいた種類別の枚数から、現行の指定収集袋の販売価格を乗じて1ヶ月あたりの費用として換算した結果は以下の通りとなります。

「燃やせるごみ」では、250円/月未満（82.5%）、「燃やせないごみ」では100円/月未満（83.5%）、「容器包装プラスチック」では200円/月未満（86.7%）の方で、それぞれ8割を超えています。

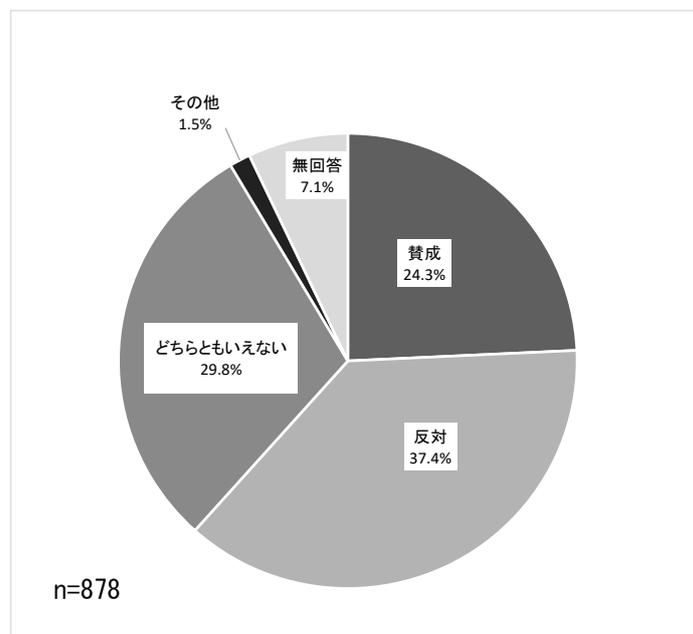
全体では600円/月未満（84.2%）の方で8割を超えています。



4) ごみや資源の戸別収集について

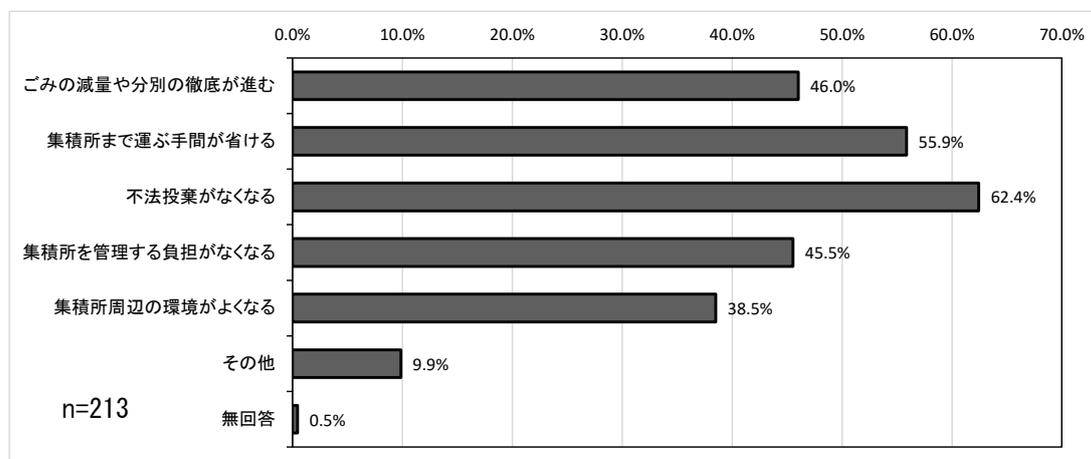
問19 戸別収集についてどのようにお考えですか。(〇はひとつ)

戸別収集については、「賛成」が24.3%、「反対」が37.4%であり、「どちらともいえない」が29.8%となっています。



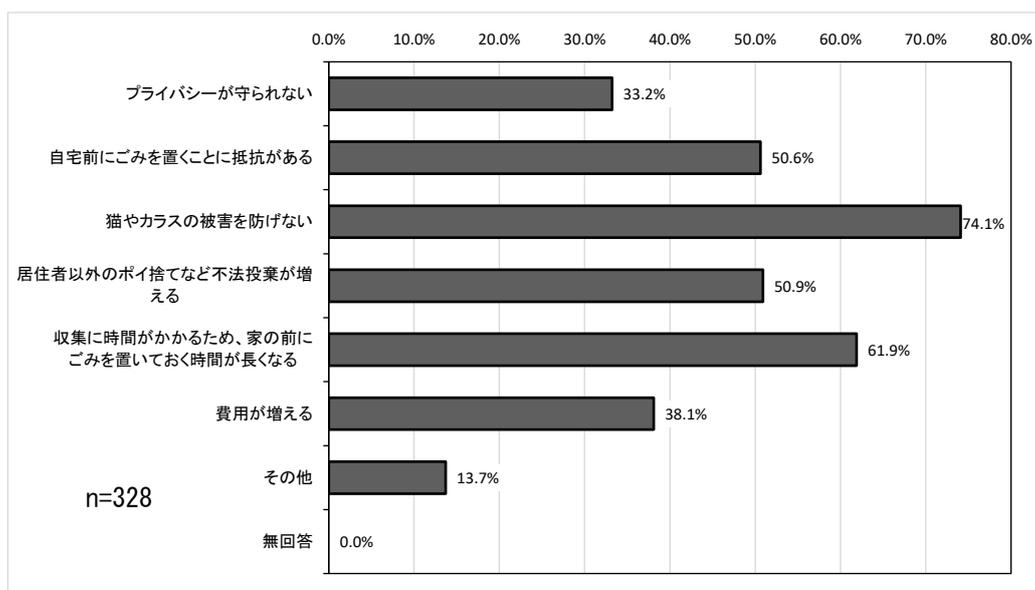
問20 戸別収集に賛成の理由はなんですか。(〇はいくつでも)

問19で戸別収集に「賛成」と回答された方の理由は、「不法投棄がなくなる」(62.4%)が6割りを超えて最も多く、次いで「集積所まで運ぶ手間が省ける」(55.9%)、「ごみの減量や分別の徹底が進む」(46.0%)、「集積所を管理する負担がなくなる」(45.5%)となっています。



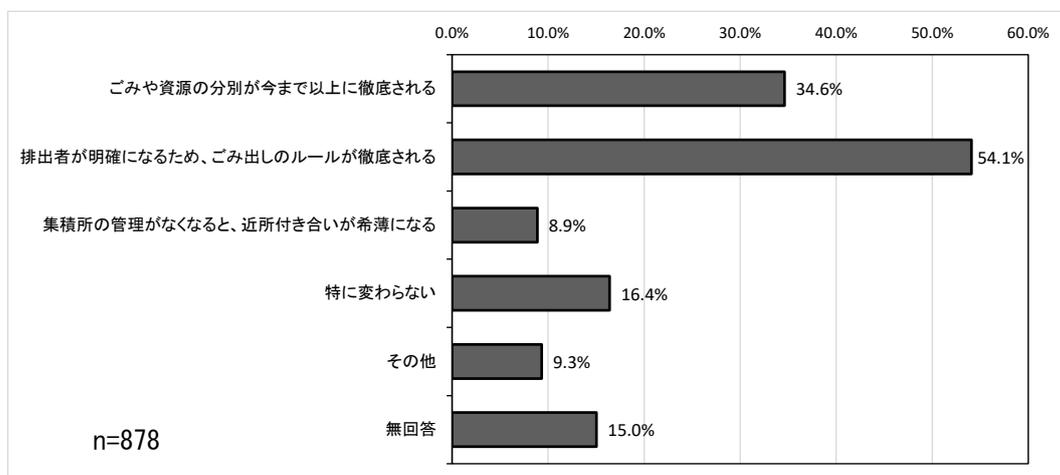
問 2 1 戸別収集に反対の理由はなんですか。(〇はいくつでも)

問 1 9 で戸別収集に「反対」と回答された方の理由は、「猫やカラスの被害を防げない」(74.1%) が7割を超え最も多く、次いで「収集に時間がかかるため、家の前にごみを置いておく時間が長くなる」(61.9%)、「居住者以外のポイ捨てなど不法投棄が増える」(50.9%)、「自宅前にごみを置くことに抵抗がある」(50.6%) となっています。



問 2 2 戸別収集が実施された場合、ごみの出し方はどのように変化したいと思いますか。(〇はいくつでも)

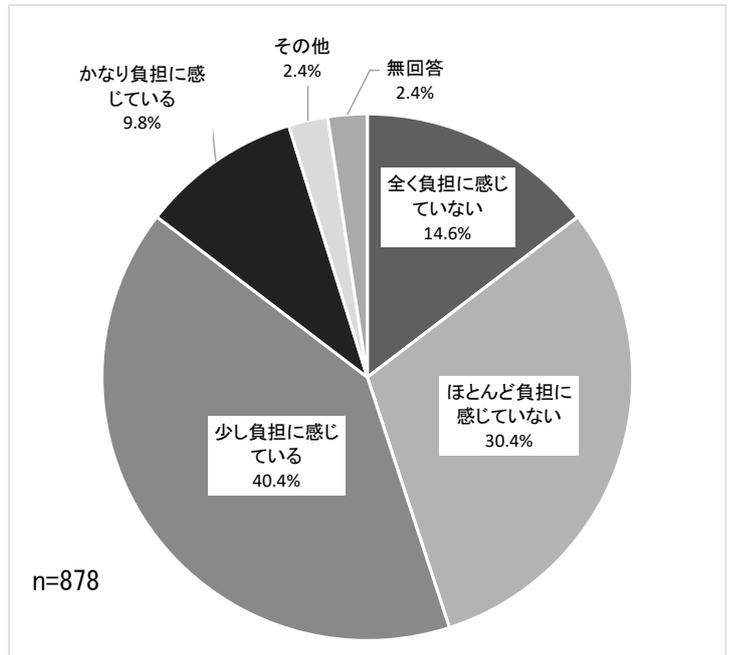
戸別収集の実施によるごみ出しの変化については、「排出者が明確になるため、ごみ出しのルールが徹底される」(54.1%) が5割半ばで最も多く、次いで「ごみや資源の分別が今まで以上に徹底される」(34.6%) が3割半ばとなっています。一方、「特に変わらない」(16.4%) が1割半ばとなっています。



5) ごみ処理経費について

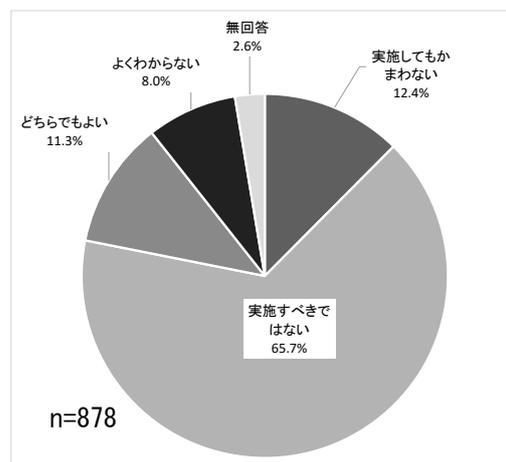
問23 指定収集袋（ごみ処理経費）の支払いについて負担を感じていますか。
（○は1つ）

指定収集袋の支払いについては、「全く負担に感じていない」（14.6%）と「ほとんど負担に感じていない」（30.4%）を合わせた『負担に感じていない』と回答した方は45.0%となり、反対に「かなり負担に感じている」（9.8%）と「少し負担に感じている」（40.4%）を合わせた『負担に感じている』と回答した方は50.2%となっています。



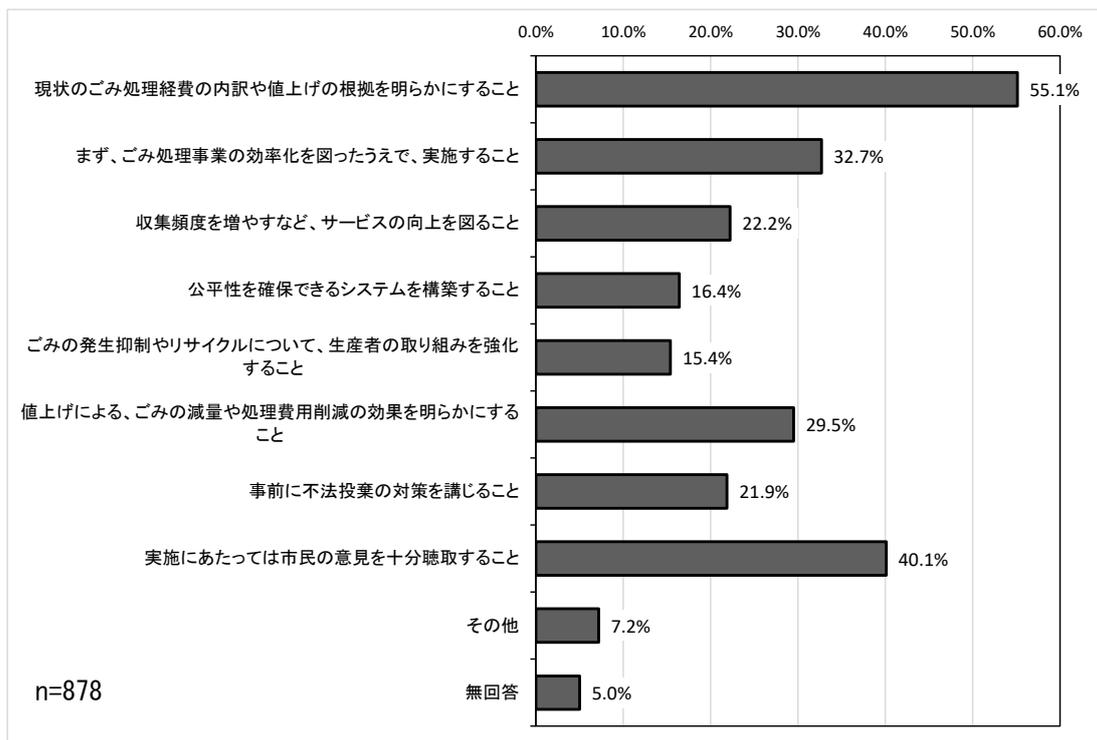
問24 指定収集袋（ごみ処理経費）の改定（値上げ）についてどう思いますか。
（○は1つ）

指定収集袋の値上げについて、「実施すべきではない」（65.7%）が6割半ばと最も多くなっています。一方、「実施してもかまわない」（12.4%）と、「どちらでもよい」（11.3%）を合わせると2割半ばの方が、値上げの実施に対し否定的でない結果となっています。また、「よくわからない」（8.0%）と回答された方が、約1割となっており、情報不足により判断ができないことが伺えます。



問25 指定収集袋（ごみ処理経費）の改定（値上げ）の条件として、特に行政の取り組みとして必要だと考えることをお答えください。（○は3つまで）

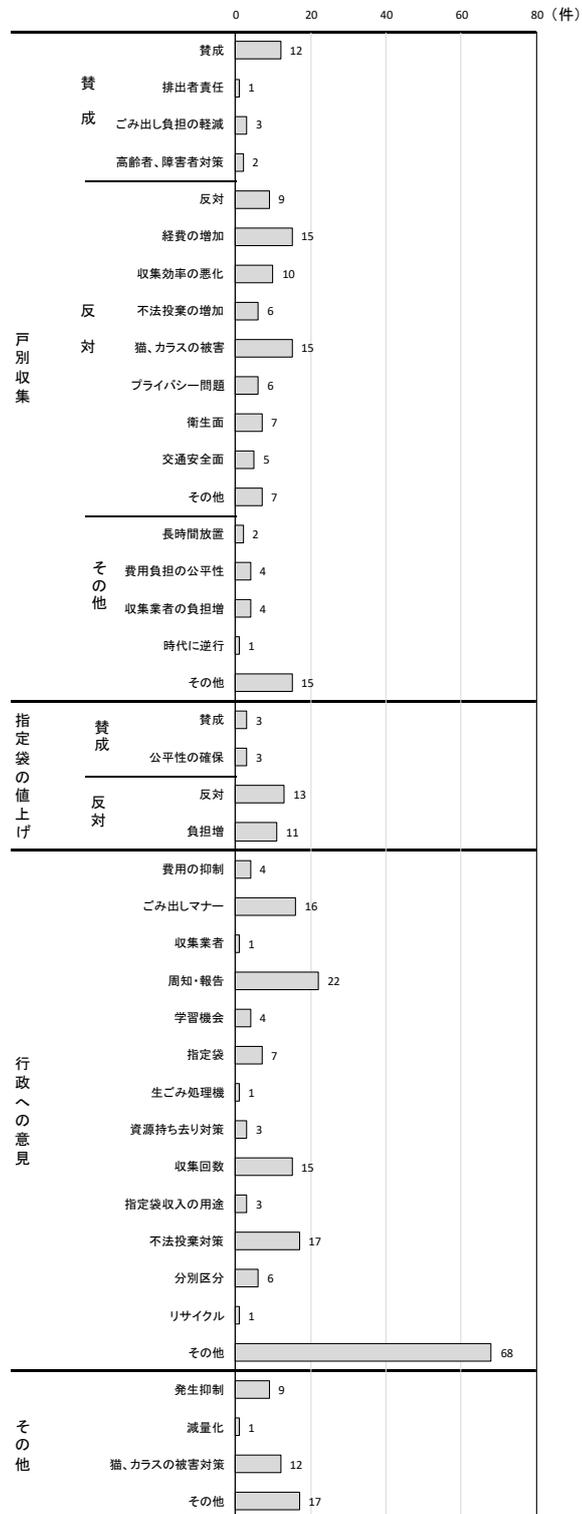
指定収集袋の値上げの条件としては、「現状のごみ処置経費の内訳や値上げの根拠を明らかにすること」（55.1%）が5割半ばと最も多く、次いで「実施にあたっては市民の意見を十分聴取すること」（40.1%）、「まず、ごみ処理事業の効率化を図ったうえで、実施すること」（32.7%）、「値上げによる、ごみの減量や処理費用削減効果を明らかにすること」（29.5%）が続いています。



問26 戸別収集やごみ処理経費の改定について、ご意見がありましたらお聞かせください。

自由回答の主な区分は、「戸別収集に関すること」が124件、「指定袋の値上げ」が30件、行政への意見が168件、その他が39件となっています。

意見内容		件数	合計	
戸別収集	賛成	賛成	12	124件
		排出者責任	1	
		ごみ出し負担の軽減	3	
		高齢者、障害者対策	2	
	反対	反対	9	
		経費の増加	15	
		収集効率の悪化	10	
		不法投棄の増加	6	
		猫、カラスの被害	15	
		プライバシー問題	6	
		衛生面	7	
		交通安全面	5	
	その他	その他	7	
		長時間放置	2	
		費用負担の公平性	4	
		収集業者の負担増	4	
時代に逆行		1		
その他	15			
指定袋の値上げ	賛成	賛成	3	30件
		公平性の確保	3	
	反対	反対	13	
		負担増	11	
行政への意見	費用の抑制	4	168件	
	ごみ出しマナー	16		
	収集業者	1		
	周知・報告	22		
	学習機会	4		
	指定袋	7		
	生ごみ処理機	1		
	資源持ち去り対策	3		
	収集回数	15		
	指定袋収入の用途	3		
	不法投棄対策	17		
	分別区分	6		
	リサイクル	1		
	その他	68		
その他	発生抑制	9	39件	
	減量化	1		
	猫、カラスの被害対策	12		
	その他	17		



戸別収集に関しては、賛成意見として「排出者責任の自覚を促すことによる排出マナーの徹底」、「集積所への不法投棄の削減」、「集積所の管理負担の軽減」及び「高齢者や障害者など集積所への排出困難者への配慮」などが寄せられています。一方、反対意見としては、「収集に関する経費の増加」、「収集時間が長時間化することによるカラスや猫の被害の増加や衛生面の悪化」、「狭い道路での回収に伴う交通安全面の悪化」及び「プライバシーの確保に関する懸念」などが寄せられています。

指定袋の料金改定については、「他の自治体の費用負担に比較して清瀬市が低くなっているのが現状であれば」、「費用負担の公平性を確保すること」などを条件に賛成という意見が寄せられています。一方、反対意見としては「子育て世帯でおむつなどの排出が多く負担が大きい」、「年金生活のため負担が大きい」、「他市に比べて料金が低い」などが寄せられています。

戸別収集や指定袋の料金改定以外の意見として、「ごみや資源に関する情報の報告や周知が不足している」、「ごみ出しマナーが徹底されていない」、「不法投棄対策の強化」、「収集回数の増加」、「分別区分の簡略化」、「カラスや猫による被害対策の強化」などの意見が寄せられています。

2 排出量の推計方法

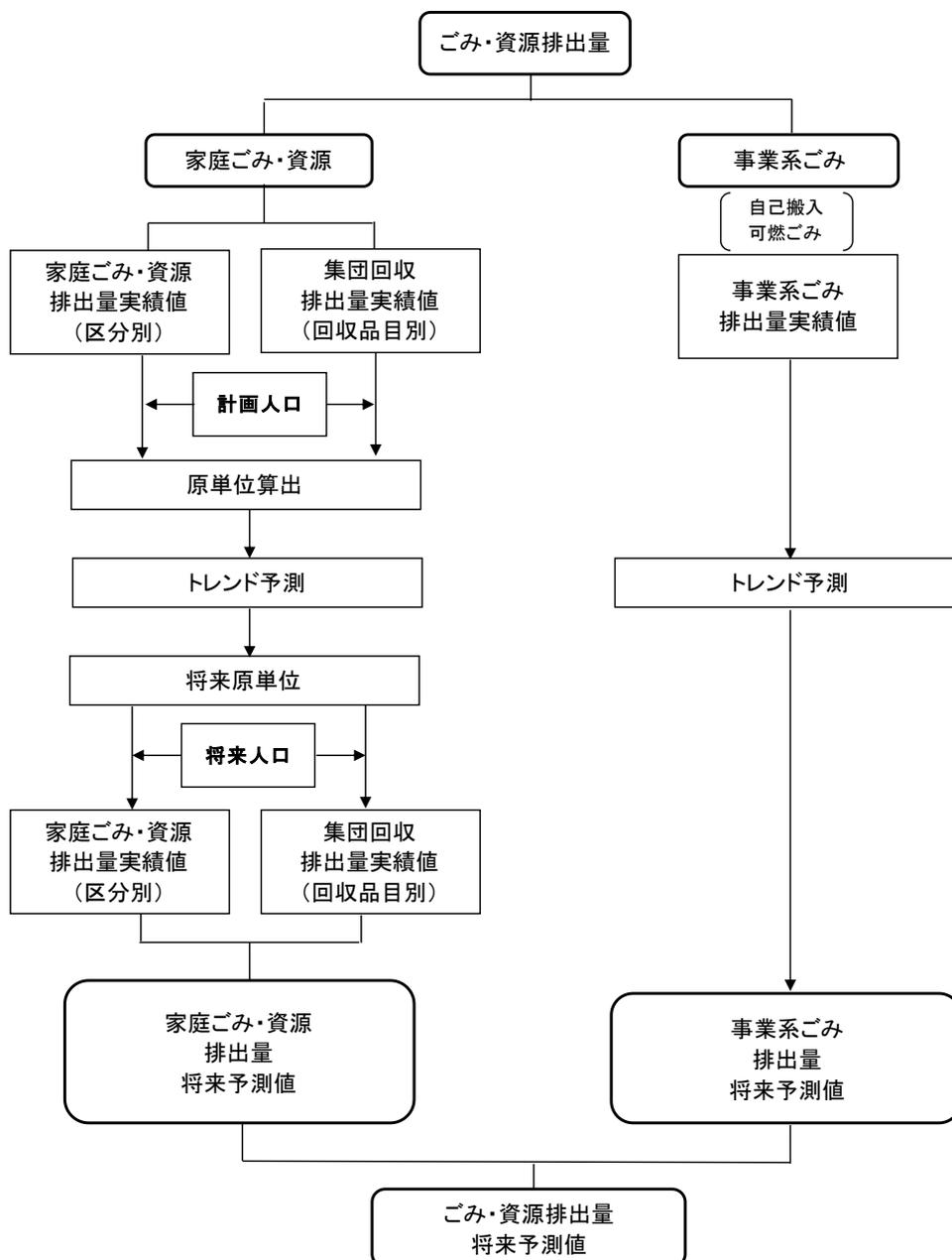
(1) ごみ排出量の推計方法

将来のごみ排出量は、家庭ごみ、事業系ごみ（自己搬入可燃ごみ）、集団回収の区分別にそれぞれ予測を行い、これらを合計することにより算出しました。

家庭ごみ排出量、集団回収量は、市民1人1日あたりのごみ排出量（以下、「原単位」とします。）をトレンド予測により推計し、それに将来人口を乗じることにより、排出量を算出しました。

また、事業系ごみ（自己搬入可燃ごみ）は市域の全人口を対象とするものではないことから、原単位を用いることは不適切と判断し、排出量をトレンド予測により推計し、排出量を算出しました。

資料図表 2-1 ごみ・資源量の推計フロー

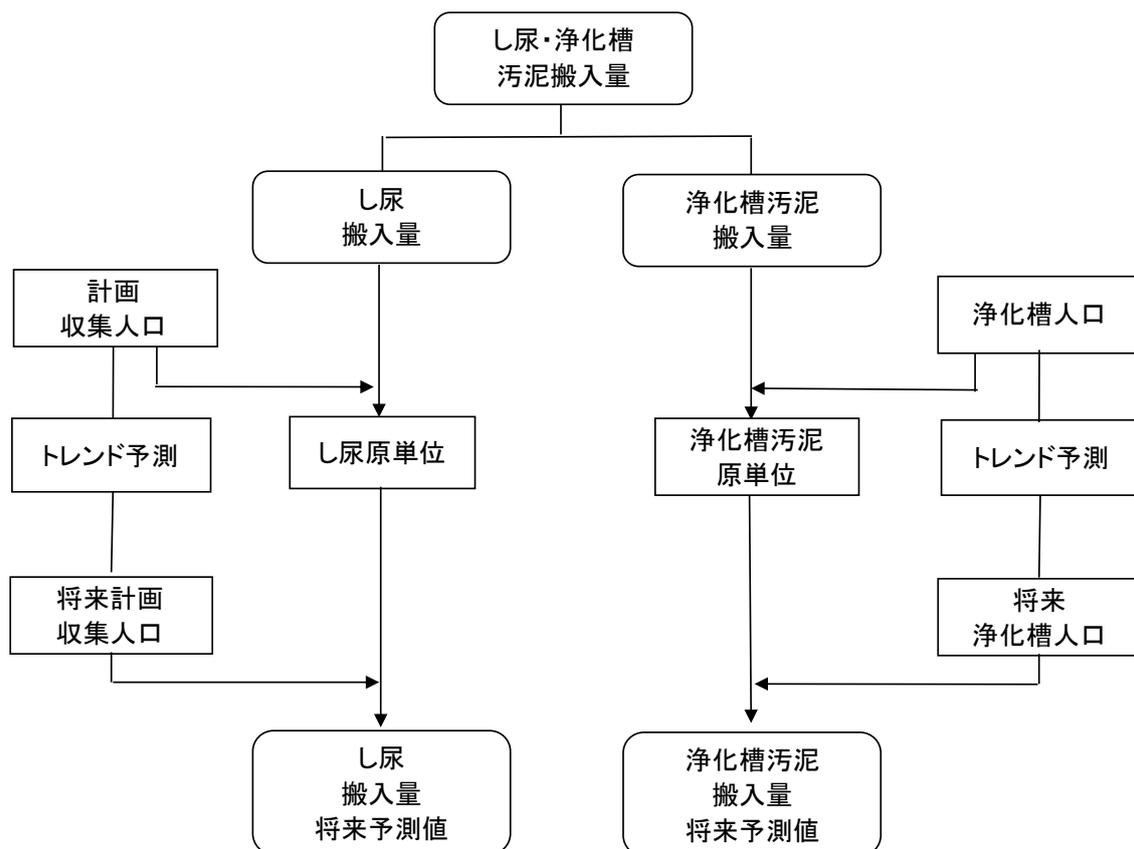


(2) 生活排水排出量の推計方法

将来の生活排水排出量は、し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量別に予測を行い、これらを合計することにより算出しました。

し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量は、計画収集人口、浄化槽人口をそれぞれトレンド予測により推計し、これに原単位を乗じて将来予測値としました。また、原単位は、平成23年度から平成26年度までの平均値を採用しました。

資料図表 2-2 生活排水排出量の将来予測フロー



(3) 回帰式の選定

トレンド予測については、過年度（過去5年間を基本とする）の実績値に回帰式（1次式、対数式、指数式、累乗式）を当てはめ、目標年度値（平成33年度）と実績値（平成27年度）との乖離が最も小さい推計式を推計値と設定しました。

回帰式及び項目ごとの採用した回帰式を以下に示します。

回帰式

① 1次式 $y = a x + b$

伸び率が将来も継続すると仮定したモデル

② 対数式 $y = a \ln(x) + b$

伸び率が徐々に減少すると仮定したモデル

③ 指数式 $y = a e^{bx}$

伸び率が徐々に増加すると仮定したモデル

④ 累乗式 $y = a x^b$

伸び率が比較的緩やかで極端な変化をしないと仮定したモデル

※ x : 予測年度（平成 x 年度）、 y : 平成 x 年度の推計値、 $a \cdot b$: 定数

資料図表 2-3 採用した回帰式

項目			回帰式	
ごみ・資源量	原単位	家庭ごみ	燃やせるごみ	累乗式
			燃やせないごみ	累乗式
			粗大ごみ	対数式
			有害ごみ	累乗式
		行政回収資源量	古紙・古布類	対数式
			びん	累乗式
			かん	対数式
			ペットボトル	累乗式
			容器包装プラスチック	累乗式
			牛乳パック	累乗式
			小型家電	対数式
		集団回収	紙類	累乗式
			布類	累乗式
	その他		累乗式	
排出量	燃やせるごみ（事業系）	累乗式		
生活排水	計画収集人口	累乗式		
	浄化槽人口	累乗式		

3 清瀬市廃棄物減量等推進審議会

清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	石井 一行	学識経験者
副会長	尾崎 彰一郎	市民団体の代表
委 員	恩田 健次郎	消費者団体の代表
委 員	小糸 信夫	消費者団体の代表
委 員	関 昇司	消費者団体の代表
委 員	金子 孝子	市民団体の代表
委 員	水口 フミ	市民団体の代表
委 員	有戸 英明	市民
委 員	大槻 義顕	市民
委 員	織田 祐輔	市民
委 員	林 光夫	市民
委 員	阿久津 七光	事業者
委 員	小畑 和夫	事業者
委 員	加藤 宜行	事業者
委 員	宮寺 克己	関係行政機関の職員

清瀬市廃棄物減量等推進審議会審議経過

開催回数	開催日	審議内容等
第1回	平成28年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱状交付について 会長、副会長の互選について 清瀬市一般廃棄物処理基本計画の諮問について 清瀬市一般廃棄物処理基本計画の策定について
第2回	平成28年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画策定について 市民意識調査について
第3回	平成28年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査（市民アンケート）結果について 一般廃棄物処理基本計画 事務局案について
第4回	平成28年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画 素案について
第5回	平成29年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 一般廃棄物処理基本計画 答申（案）について

清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

平成4年12月25日条例第20号

改正 平成7年7月1日条例第26号 平成8年12月26日条例第17号
平成9年12月24日条例第34号 平成10年3月30日条例第13号
平成12年3月28日条例第15号 平成12年12月26日条例第50号
平成16年3月31日条例第9号 平成24年3月30日条例第12号

（廃棄物減量等推進審議会）

第9条 市長は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進並びに生活環境の保全に関する事項を審議するため、清瀬市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進、生活環境の保全に関する施策その他重要な事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議し、答申する。

3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者団体の代表
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（廃棄物減量等推進員）

第10条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意があり、かつ、社会的信望がある市民のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成5年4月1日規則第6号

改正	平成10年3月31日規則第8号	平成13年3月29日規則第9号
	平成13年4月27日規則第11号	平成14年7月1日規則第32号
	平成14年7月24日規則第35号	平成15年8月28日規則第24号
	平成16年3月31日規則第14号	平成17年2月10日規則第3号
	平成18年7月24日規則第32号	平成21年1月7日規則第1号
	平成21年3月31日規則第14号	平成21年11月24日規則第26号
	平成24年3月28日規則第15号	平成26年12月5日規則第28号
	平成27年12月21日規則第28号	

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第7条 条例第9条第1項の規定により設置する清瀬市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（所掌事項）

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1）一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- （2）廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- （3）生活環境の保全に関する事項（清瀬市まちを美しくする条例（平成10年清瀬市条例第2号）第8条第1項及び第2項に規定する環境美化推進重点地域の指定及び解除に関する事項を含む。）
- （4）その他市長が必要と認める事項

（部会）

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は会長の指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第10条 審議会に関する庶務は、都市整備部ごみ減量推進課で処理する。

(廃棄物減量等推進員)

第11条 条例第10条第1項の規定による廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1)一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
- (2)一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
- (3)資源物の資源化及び再利用の促進に関する事項
- (4)その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項

2 推進員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

清瀬市一般廃棄物処理基本計画

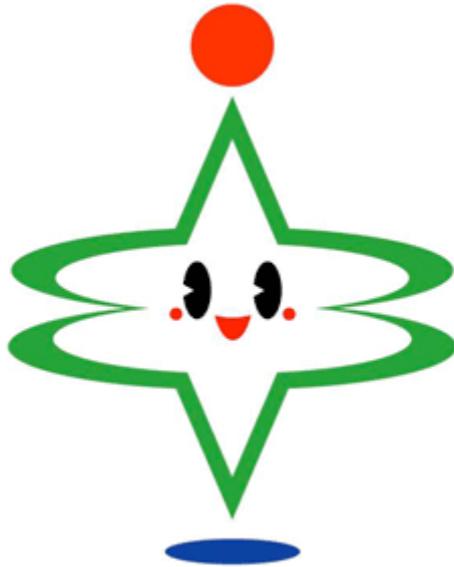
発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：清瀬市

企画編集：清瀬市都市整備部ごみ減量推進課

清瀬市下宿二丁目 553 番地

電話：042-493-3750



表紙 古紙配合率 70% 本文 古紙配合率 100%再生紙を使用しています。